

消費者契約に関する検討会
第22回 議事録

消費者庁消費者制度課

第22回 消費者契約に関する検討会

1. 日 時：令和3年8月6日（金）9:00～12:00

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

報告書作成に向けた議論

4. 出席者

(委員)

山本敬三委員（座長）、沖野委員、垣内委員、河村委員、楠委員、小浦委員、
後藤委員、高橋委員、坪田委員、遠山委員、西田委員、平尾委員、山下委員、
山本和彦委員、山本龍彦委員、渡辺委員

(事務局)

坂田審議官、黒木消費者制度課長、福島課長補佐、上野課長補佐、玉置専門官
(オブザーバー)

国民生活センター、法務省、最高裁判所

【1. 開会】

○山本座長

それでは、定刻になりましたので、第22回「消費者契約に関する検討会」を開催いたします。本日も、委員の皆様には御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。本日の議題は、「報告書作成に向けた議論」です。

まず、事務局から接続と資料の確認をお願いいたします。

○玉置専門官

※接続確認を行う

最後に、資料の確認をさせていただきます。本日の資料ですが、議事次第に記載のとおり、報告書案をおつけしております。資料は以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。まず、事務局から報告書案の御説明をいただき、その後、論点ごとに分けて委員の皆様の間での意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【2. 報告書案についての説明】

○福島補佐

それでは、御説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2ページから3ページにかけて、「報告書のとりまとめにあたって」として、消費者契約法について改正を視野に入れた検討を行った理由や経緯、この報告書の位置づけなどを書かせていただきました。

4ページからが「消費者の取消権について」です。5ページ以下では、まず「困惑類型の脱法防止規定」について検討しています。6行目あたりになりますが、平成30年改正により、消費者を困惑させる行為が計8つとなりました。このうち、20行目にあります不退去や退去妨害等の4つについては、本当は契約をしたくないのに契約をしてしまう、それくらいに心理的な負担をかける点に不当性があると考えられるところでして、これらと実質的に同程度の不当性を有する行為について、脱法防止規定を設けることが提案されています。29行目以下で「具体的には」ということで、規定案の考え方、手がかりを書いています。例えば、その場で勧誘から逃れようとする行動を消費者が取ることを困難にする行為という形で類型化することや、6ページに参りまして、1行目以下では、現在の第8号の要件を整理し直すことによって、第8号を脱法防止規定とすることなどを記載しています。19行目以下で「なお」という形で御意見を紹介しています。この

箇所に限りませんが、検討会でいただいた貴重な御意見のうち、必ずしも検討会の総意、多数意見とは言えないものについて、このような形で御紹介させていただいております。

6ページの23行目からは、「消費者の心理状態に着目した規定」を検討しています。社会心理学の知見によりますと、悪質な事業者は、消費者に慎重な検討、熟慮をさせないよう仕向け、消費者を直感的で便宜的な思考、ヒューリスティックな判断に誘導し、事業者にとって都合のよい契約を締結させていると分析されているところです。そこで、7ページに参りまして、15行目あたりになりますが、正常な商慣習に照らして不当に消費者の判断の前提となる環境に働きかけ、それによって消費者の意思決定をゆがめた場合には取消権を設けることを提案しています。19行目以下で「具体的には」ということで、規定案の考え方、手がかりとして、例えば消費者が慎重に検討する機会を奪う行為を規定することが考えられることなどを記載しています。

7ページの33行目からは「消費者の判断力に着目した規定」を検討しています。超高齢社会が進展する中で、認知症高齢者等の消費者被害が深刻化しており、このような現状に照らし、8ページの7行目になりますが、判断力の著しく低下した消費者が自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約を締結した場合について、取消権を設けることを提案しています。9行目以下で「具体的には」ということで、規定案の考え方を検討しています。まず、対象となる契約については、当該消費者の生活を将来にわたり成り立たなくするような契約を対象とすることが考えられるところでして、例えば自宅を売却して、しかも、今後住むところがないような場合が想定されること。それから、23行目以下になりますが、取消しの対象となる契約であることについて、事業者に悪意がある場合及び悪意と同視される程度の重過失がある場合に限り取り消すことができる旨の規定とすること。他方で、消費者の判断力に関する事業者の認識については要件としないことなどを記載しています。以上、改正を視野に入れた提案として3つ御紹介いたしました。

取消権の最後に、9ページに参りまして、過量契約取消権における「同種」の解釈を検討しています。適切な運用を図るため、現在の消費者庁の逐条解説で示されている解釈を若干修正することを提案しています。

私からは以上です。

○玉置専門官

続きまして、10ページ以降、「『平均的な損害』について」の御説明をさせていただきます。検討の経緯でございますが、11行目に書いておりますとおり、違約金条項に関する消費者生活に関する相談件数は依然として多く、適格消費者団

体による差止訴訟件数も一定程度存在しているというところでございまして、こちらにつきまして、平均的な損害の額の主張立証が困難となっていることが原因というところと、合わせて脚注のでも附帯決議等の内容を御紹介しているところでございます。

続きまして、11ページに参ります。平均的な損害の考慮要素の列挙でございますけれども、こちらは今まで事務局提案で書かせていただいた内容を整理したものでございまして、第15回で御提案させていただきましたとおり、主要な考慮要素については法文に列挙してはどうかという形で、10行目以下でございますが、消費者契約における商品、権利、役務等の対価、解除の時期などを列挙することによって、平均的な損害の明確化を図ることが考えられるという御紹介をしております。ただ、主要な考慮要素を列挙することによりまして、商品・サービスの開発等のイノベーションを阻害しないようにという御懸念がございましたので、あくまで例示列挙であることを明確にという形で17行目、18行目にまとめさせていただいております。

続きまして、20行目以下、「3. 『平均的な損害』の額を超えないことの説明に関する努力義務の導入」でございますけれども、こちらも以前から御議論いただいた内容を整理したものでございまして、11ページの31行目からになりますけれども、違約金条項がトラブルとなりやすいのは、事業者が違約金を請求する場面であるということや消費者が説明を求めている場面に限定するという形で努力義務の適用の場面の整理を図らせていただきました。

その上で、説明すべき内容につきましては、7ページに書いておりますとおり、平均的な損害の額を下回っていると考えたことについて、その概要を説明することが考えられるという記載しております。この点につきましては、具体的な金額が何円までかというところまでは説明することを求めていないというところにつきましては、おおむねコンセンサスが得られたかと思っておりますので、その旨を書かせていただいております。なお、説明義務に関して、法的効果も必要だという御意見もございましたので、その旨を24行目以下でも書かせていただいております。

続いて27行目、違約金条項についての調査でございますが、こちらは以前の事務局資料で「逐条解説等で随時示していってはどうか」という形で御紹介していたところを少し具体化させていただいたところでございまして、13ページに移りますけれども、違約金条項に関する相談事例、差止めの実例等も踏まえまして、業界団体、適格消費者団体、法学、経済学の観点から在り方について検討を行うというところに関して内容をまとめさせていただきました。

続きまして、5と6につきましては、関連する部分もございますので、まとめて御説明させていただきます。訴訟上の特則につきましては、積極否認の特則を

新たに導入するという整理をさせていただきました。もっとも、営業秘密に関する御懸念の点が検討会で出されておりましたので、利用主体につきましては適格消費者団体等に限定するという方向性で内容を書かせていただいている。ただ、この点につきましては、消費者個人が訴訟当事者となることもございますので、14ページの7～8行目で御意見という形で記載もさせていただいております。

もう一つ検討しておりました文書提出命令の特則につきましては、こちらもこの前の検討会で御紹介させていただいたとおり、将来の検討課題という形でまとめさせていただいております。あわせて、秘密保持命令のような重たい手続につきましても、文書提出命令の特則を導入するときに検討するという形で整理をさせていただきました。

最後に、19行目以下でございますけれども、平均的な損害の額の概念についても揺らいでいるのではないかという御意見がございましたので、ここも将来の検討課題としてはどうかという内容を記載させていただいております。

平均的な損害の部分については以上でございます。

○上野補佐

続きまして、不当条項について御説明いたします。まずサルベージ条項は16ページの11行目以下でまとめをしております。特に13行目以降の部分ですが、事業者の損害賠償責任の範囲を軽過失の場合に一部免除する旨の契約条項は、これを明示的に定めなければ効力を有さない、サルベージ条項によっては同様の効果を生じないこととする規定を設けることが考えられるとしています。その際、事業者が何を明示的に定めればいいのかを明確にする必要があり、例えば、事業者が軽過失の場合に損害賠償責任の限度額を定めるのであれば、明示的に軽過失の場合には損害賠償責任の限度額をいくらとするといった契約条項とすることが求められると考えられると書いております。

所有権等を放棄するものとみなす条項は17ページの12行目以下、特に16行目以下に書いております。16行目以下ですが、所有権などを放棄するものとみなす条項についても、権利の放棄が権利者の意思によるという私法上の明文の規定によらない一般的な法理と抵触する場面が見られることを踏まえて、10条の第1要件に例示するということで書いております。具体的な内容は21行目以下ですが、まず所有者の所有権に係るものと例示する。さらに、みなされる所有者の行為については、作為とも不作為とも解釈できる場合が見られるので、いずれかに限定するものではないということを書いております。また、26行目以下ですが、所有権以外の権利についても使用例が見られるということについて、逐条解説などによって明らかにする必要があるということも書いており、32行目・33行目あたりですが、法律上、事業者に動産類の処分権が認められているような場合については、

契約条項の効力が問題とされなければならない場面ではないと考えられるということも書いております。

続きまして、解除権の行使を制限する条項は18ページの24行目以下の部分です。報告書のまとめとしては、少なくとも契約条項の定めのみをもって消費者の解除権の行使を制限するものと評価できる契約条項が存するのであれば、このような契約条項について消費者契約法の不当条項規制によって対応すべきと考えられ、第10条第1要件の例示とすることが考えられると書いております。そして、31行目から34行目では、このような不当条項の規定を設けるとした場合にどのような要件があり得るのかということで、前回委員の先生方にいただきました考え方を幾つか例示として書かせていただいております。このパートでは消費者の解除権に関する努力義務についてもまとめさせていただきました。19ページの31行目以下です。まず31行目から33行目では、解除に関する情報提供は、契約締結時だけでなく消費者が解除をするときにこそ丁寧にされる必要があると考えられていて、これは努力義務とする規定を設けることが考えられるとまとめております。34行目から36行目ですが、情報の提供にとどまらず、サポート体制の構築に見られるような消費者による解除権の行使が円滑に行われるための配慮も有益と、これも含めて努力義務とすることが考えられると書いております。

最後に、この検討会の初めの頃に検討した契約条項ですが、使用実態をもう少し踏まえる必要があるとされたものについては、将来の検討課題として書いております。

続きまして、21ページ目以下の「契約条項の開示について」について御説明します。消費者保護の観点から、消費者契約の条項の開示についてどのような制度を設けるのかということで、2つの提案を行っております。1点目は21ページの22行目から25行目に書いております。こちらは、事業者は定型約款を使用するときには、民法で認められている定型約款の表示請求権の存在と行使方法について、必要な情報を提供することを努力義務として定めるものです。2点目は、22ページの16行目以下に書いております。こちらは、事業者が不当条項を使用している疑いがあるときは、適格消費者団体は当該事業者に対し、契約条項の開示を求めることができる仕組みを設けるというものです。

最後に、消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素について御説明します。こちらは24ページの14行目から16行目のあたりにまとめを書いております。現在の消費者契約法は、事業者の努力義務として個々の所有者の知識及び経験を考慮した上で、消費者契約の内容について必要な情報を提供することを定めています。ここで、考慮要素として年齢を加えるとともに、これらの考慮要素を総合的に考慮すべきであるということを明らかにするという提案をしております。

事務局からの御説明は以上になります。

○山本座長

ありがとうございました。

【3. 報告書案のとりまとめにあたっての意見交換】

○山本座長

それでは、これから委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思いますが、本日は可能な限り報告書案全部について一通りの御意見をいただき、それを踏まえた修正案について次回御確認いただく形で進行させていただければと思っています。もっとも、取りまとめという大事な局面ですので、委員の皆様からたくさんのお意見が出されることもあり得るだろうと思います。この場合には、本日は可能な限りのところまで進めて、積み残し分は次回に回させていただくこともあり得るかと思います。

つきましては、委員の皆様にも御協力をお願いしたいと思います。御意見につきましては、報告書案のどの部分について、どのような内容の記載をすべきかという点について具体的にお示しいただければと思います。また、御発言される際には、内容を簡潔にまとめて2分程度、これは厳守をお願いいたします

それでは、まず、報告書案の最初の「報告書案のとりまとめにあたって」について、委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思います。御意見、御質問を希望される方は、挙手機能を使ってお知らせください。また、事務局への御質問がありましたら併せてお願ひいたします。

まず、最高裁のほうから御発言をいただき、続いて、遠山委員、お願ひいたします。

○最高裁判所

どうもありがとうございます。最高裁民事局の課長をしております岩井でございます。全体に関わることでございますので冒頭で発言させていただきますが、最初の「はじめに」の部分におきましては、裁判規範については解釈が区々にならないように要件や効果を明確にしていただきたいと思っておりますので、その旨の記載をしていただければと思っております。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

お願いいたします。2点申し上げます。まず、2ページ7行目に、「昨今、超高齢社会が、益々進展している。」という記載があります。これまで繰り返し申し上げてきましたが、超高齢社会への対応については、高齢社会対策大綱や認知症施策推進大綱などにおいて、「年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す」や「認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」など、政府が推進すべき基本的かつ総合的な指針が定められており、消費者契約法において高齢消費者に関する規律を設けるに当たっても、消費者の脆弱性だけでなく、そこで示された「あるべき社会」の実現に向けたものとなるよう考える必要があると考えます。このことは、「消費者の取消権」、特に「消費者の判断力に着目した規定」の在り方や、「消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素」の考え方にも関わる根本的かつ重要な視点と考えられることから、その点を追記いただきたいと考えます。具体的には、例えば7行目の「益々進展している。」について、「益々進展しており、高齢社会対策大綱や認知症施策推進大綱などにおいて、政府が推進すべき基本的かつ総合的な指針が定められている。」などとしていただきたいと考えます。

次に、3ページ10行目に、「それに当たっては、当然ながら、懸念や留意すべき点を示す意見にも十分に配慮する必要がある。」とあります。これまで、新たな規律の要件については、通常の営業活動に支障を与えないよう、明確に、また、客観的に規律するよう、具体的な規定ぶりや用語の使い方などに関する意見も含めて申し上げてきましたが、この報告書案の中では触れられていないものが多いと考えています。したがって、10行目のこの記載については、例えば、「当然ながら」の後に「本報告書に取り上げていないものも含め、検討会において示された」と追記するなど、検討会中、私どもが懸念や留保を示した点などについて、報告書上明確に取り上げていないものであっても、配慮いただけるものとするよう修文いただきたいと考えます。

以下の各論では、そのことを前提に、特に懸念している点についてのみ追記・修文等の意見を申し上げることといたします。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見等はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

今御提案いただきました点について、どのような文言にするかという点については慎重に考える必要がありますが、御意見を受けて事務局のほうで改めて修正が必要かどうか、必要としてどう書き込むかについて検討をしていただければと思います。

事務局から何かございますか。

○黒木消費者制度課長

承知いたしました。ありがとうございます。

【4. 消費者の取消権についての意見交換】

○山本座長

続きまして、「第1消費者の取消権について」のうち、まず最初の「検討の経緯」、「困惑類型の脱法防止規定」について、この点に限って御意見や御質問をいただきたいと思います。挙手機能を使ってお申し出ください。

渡辺委員、お願ひいたします。

○渡辺委員

アジアインターネット日本連盟の渡辺でございます。困惑類型の脱法防止規定について申し上げます。考えられる対応に記載のある「その場で勧誘から逃れようとする行動を消費者が取ることを困難にする行為」という類型につきまして、第4条第3項各号と同等の不当性を有さない通常の営業活動も幅広く含まれる文言であると考えております。これだけでは取消しの要件に当たるものを見分けるためには、4つの各号の受皿であることを明確にすることにより、これらと同等の不当性が認められる行為を捉えることを明らかに」するとか、「対象となる行為をある程度具体化」するとか、いろいろ書いてはあるのですけれども、実際に強迫類型と言えるような事業者の著しく不当な行為のみをカバーしているかどうか、どのような行為をしたときに、あるいはどのような状況になったときに取消しが行われるのか、正当な事業活動を行っている事業者の行為の中に取消し要件を満たすようなものが含まれ得るのかどうかについて、引き続きより明確にしていく必要があるのではないかと思っております。

したがいまして、この報告書案の中に、既に法制局と相談されているかどうかは存じ上げませんけれども、法制化に当たりましては、取消要件を満たすものがより明確になるような法令用語となるように希望するという意見があつたというようなことを記載いただければと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。平尾委員、お願ひいたします。

○平尾委員

今の点にも関連することでございますが、文言自体をそれほど修正することを求めるものではありませんが、やはりここはもともとは脱法防止規定を創設することでございますので、規定としては一定の抽象度が必要になるものと考えております。もちろん案の中にはそのことが十分読み込めるものと理解しておりますが、過度に特定を求めるあまり、抽象度が薄くなるような形は望ましくありません。したがって、今後具体的規定をつくるときの話になろうかと思いますが、そのことに配慮していただきたいという意見があったことを、書くかどうかはお任せしますけれども、今後規定をつくるときには配慮いただきたいという意見です。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。

4条3項1号、2号、そして、7号、8号についての受皿規定を設けるという提案ですが、7号、8号については、8号が7号の受皿規定になっているので、8号の要件を整理し直すことによって8号を脱法防止規定とするということも考えられるという提案になっています。

遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

お願ひいたします。5ページの「(2) 考えられる対応」について、その方向性についてはおおむね理解しています。しかし、前にも申し上げたと思いますが、消費者契約法4条3項1号、2号、6～8号は、「正当な理由がある場合でないのに」という要件がなく、契約内容や契約の目的に合理性があっても取り消し得るものとなっている点でも、3号、4号、5号とは異なると考えています。したがって、契約内容や契約の目的に合理性があっても取消しを認めることが適当であるような不当性を有する行為が「上記4つの各号と実質的に同程度の不当性を有する行為」に当たることになると考えます。したがって、この点については、少なくとも意見として、18行目の後に追記いただきたいと考えます。

その上で、29行目以下にあるように、そのような、類型的に不当な行為と言える行為を具体化した上で、形式的にそれに当たるものであっても、合理的な理由がある場合には取消しの対象とはならない規律とすることが必要になると考え方です。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。坪田委員、お

願いいたします。

○坪田委員

具体的に追記ということではないのですけれども、5ページの10行目からですが、この改正に当たりましては、「文言の拡張解釈等の柔軟な解釈により救済を図ることにも限界がある」と、これが検討の大前提であるということを踏まえた上で、こういった報告を書いていただくことが全体の論旨の流れになると思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。ここでも、なお書きとして、このような意見があったということが明確に反映されるようにしていただきたいという御提案が幾つかありました。事務局のほうで、どのような御意見があつたことを踏まえて、追記すべきかどうか、追記するとしてどのように追記するかについて改めて御検討いただくということにしたいと思いますが、事務局のほうでそれでよろしいでしょうか。

○黒木消費者制度課長

承知いたしました。ありがとうございます。

○山本座長

ありがとうございました。続きまして、「第1 消費者の取消権について」のうち、次の「消費者の心理状態に着目した規定」について御意見や御質問をいただきたいと思います。御発言を希望される方は挙手機能を使ってお申し出ください。

渡辺委員、お願ひいたします。

○渡辺委員

渡辺でございます。まず、報告書案全体に関しては、20回以上の議論にわたる非常に難しい内容を事務局のほうでまとめていただいたことに敬意を表したいと思っております。ただ、この項目もそうなのですけれども、必ずしも議論が收れんしていると思えないような論点がまだ残っているのではないかと思っておりまして、こういった論点に関しては、今後考えられる対応として一定の方向性を書くのではなく、検討会で出た意見を記載するにとどめるべきではないかと考えております。

その一つがこの消費者の心理状態に着目した規定なのですけれども、考えられ

る対応において、事務局の報告書案では「正常な商習慣に照らして不当に消費者の判断の前提となる環境に対して働きかける行為」ということが書いてあるわけなのですが、その行為の例として「消費者が慎重に検討する機会を奪う行為を規定することが考えられる」という記述がありますけれども、「環境」とか、あるいは「慎重に検討する機会を奪う行為」といったものがどういったものを指しているのか、非常に不明確だと思っております。また、「正常な商習慣に照らし」という文言に関しては、前回の事務局の御説明で、現に行われている商習慣であれば許容されるというわけではなく、最後はケース・バイ・ケースになるという御説明だったかと思います。ということから考えると、「正常な商習慣に照らし」という文言が入っているからといって、事業者側としては安心できるものではないと考えております。通常の営業活動であっても慎重に検討する機会を奪う行為に含まれ得るおそれがあるかと思いますし、「正当な理由がある場合を除くなど、評価を伴う要件を併せて設ける」と書いてはありますけれども、結局どのような行為が取消要件を満たし得るのかどうか分からずと思っておりますので、事業者の営業活動に支障が出るおそれがあると思っております。ほかの委員の方々の御意見にもよりますけれども、私は少なくともこの論点に関しては議論が收れんしているとは思っておりませんので、何か一定の方向性を書くのは無理ではないのかなと思っております。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。平尾委員、お願いいいたします。

○平尾委員

事務局でおまとめいただいた点は、私も敬意を表します。内容としましては、私は報告書として報告する内容はこのままでよろしいと思っております。あまり修文の必要はないかなと思っております。

1点、報告書に書くことではないのかかもしれません。今後、条文案をつくるに当たっての話でございますが、前回も具体的な文言をどうしたらいいかというような御質問があったことも踏まえまして、裁判例を御紹介させてください。これは必ず本文に記載してくれという趣旨ではございませんけれども、参考にしていただきたい裁判例がございます。

先月の7月28日に東京高裁で出た裁判例がございます。事例の内容は、第2回検討会資料1で事例2の4として挙がっていたような事例です。婚活サイトを通じて勧誘者を信用させて、投資用マンションを販売する事例、これとほぼ同じような事例でございました。以下のような規範を立てて、不法行為に該当するという認定をしております。規範の部分が今後条文をつくるに当たって参考になるか

と思いますので、紹介をさせていただきます。交際への期待を生じさせて、行為の結果の影響を十分吟味し得ない心情にさせて意思決定をさせることを主たる目的として、それを秘した上で、同心情を持つような状況を作出し、同心情を利用して意思決定をさせる場合には、意思決定者において同心情に陥って意思決定をするについて、真実と異なる情報に基づいていると言うことができ、その点で意思決定者の意思決定の過程がゆがめられ、自由な意思決定を妨げられていることができる。その上で本件がその事例について不法行為に該当するという認定をしております。

現行の3号や4条では、願望実現のために必要である旨を告げる、告知行為ですね。あるいは、4号では関係が破綻する旨を告げる、これも告知要件。それに基づいて困惑が生じた場合、取消しができるというような内容、これが現行法でございますが、悪質な事業者というのはこの告知行為というのを巧妙に避けて、これを言わないのです。期待を抱かせた心情でそのまま契約に誘導していきます。この東京高裁の判決は、告知行為がなくても不法行為に該当するということを明確にしております。これは交際の期待という場面ではございましたが、高揚感、期待を抱かせて契約に至らしめるような事例の、今後法案をつくっていくに当たっての一つの参考になるかと思いますので、紹介させていただきます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はございますでしょうか。

先ほど渡辺委員から、この論点については議論がまだ完全には收れんしているとは思えないのではないか、一定の方向性を書くことができるのかという疑問の提起がありました。この御意見も受けてさらに御議論をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

遠山委員、お願いいいたします。

○遠山委員

お願いいいたします。ただいまの平尾委員のご意見に関して、不法行為と取消しの効果を持つものの要件とを必ず一致させなければならないか、もしくは一致させることが妥当かという点は、慎重に検討する必要があると思いますが、それ以外について2点申し上げます。

7ページの「(2) 考えられる対応」について、その方向性について理解できなくはありませんが、「組み立てられた一連の行為を総合的に捉える」という点については、先ほどの困惑類型の脱法防止規定の(2)、つまり5ページの29行目以下になりますが、その記載にあるとおり、類型的に不当な行為と言い得る具体的な一定の行為を前提に「正当な理由がある場合を除く」などとするのでなけ

れば、どのような行為が取り消し得るものとなるのかが明らかでなく、例えば、「総合的に判断する」といった規律とするのでは、通常の営業活動への大きな支障が生じるものと考えます。この点については、少なくとも意見として、7ページ27行目の後に追記いただきたいと考えます。

また、「高揚感をあおる行為が対象となることを明らかにすべきという意見もあった。」という記載が30行目になりますが、これについては、前回も申し上げたとおり、広告を含めたあらゆる通常の営業活動がそのような行為に含まれ得るものであり、これを取消しの対象として検討することは、極めて慎重でなければならないと考えています。この点については、少なくとも意見として、7ページ31行目の後に追記いただきたいと考えます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。小浦委員、お願ひいたします。

○小浦委員

ありがとうございます。私は7ページにあります考えられる対応でまとめいただいた内容で賛成といいますか、この方向でいいと思っています。ここに關してもいろいろ検討してきたところではありますけれども、こういうふうにまとめていただいたということで、浅慮という言葉が今度は入っていませんけれども、例えば先輩に誘われてもうけ話をいろいろ言われ、そこに事業者もいて、長時間拘束され、本当は契約したくなかったのだけれども、意思決定をゆがめられて契約をしてしまったというようなことも個々に入るとすれば、これで私は賛成したいと思っております。

先ほどの24行目の「一連の行為を総合的に捉えるべきである」ということも検討の中で出てきたのだと思いますけれども、いろいろな契約の種類があるということで、書いてありますように細分化していろいろ列挙するというよりも、やはり包括的にといいますか、15行目からありますように、こういう書き方が幅広く取消しの対象として考えられるのだと思います。

また、事業者の方が心配していらっしゃいます正常な事業活動ということは十分分かっていらっしゃるのだと思います。いろいろ苦情が出ているところというのも捉えて、こういうことはいけないのだなどとか、その分類というのは事業者の方も十分把握していらっしゃると思いますので、これまでやっていらっしゃるような事業活動は取消しの対象にならないといいますか、それほど心配されることではないのかなと感じております。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。坪田委員、お手が挙がっておりましたでしょうか。どうぞ。

○坪田委員

ありがとうございます。ここは書き方としては難しいと思いますが、広告である程度の高揚感があつて店に買いに行くということは通常、ありますけれども、先ほど平尾委員からも御紹介いただいたような事例。それから、一番のところが告知がないというところ。事業者の行動があれば、こういうことをされたということが、意思決定をゆがめられたとなるわけですけれども、それがない中で作出されていることがあります。こういったことが本当に、実際に被害の救済ができないで、前回も申し上げましたけれども、裁判に行く前でも、ADRなどで多く扱われている事例です。そこを見ると、高揚感というのが、例えば遠山委員がおっしゃるように、通常、広告を見てそれを持ってお店に行くのはある程度意識が高ぶつて買いに行くのは当然ですけれども、その高揚感と、ここで問題にしている取引の高揚感というのが同じ日本語でもやはり読み手によってはイメージが違うと思います。これは自分の経験や人生からこの高揚感をどう読み取るかというところで、心情的にかなり違っているところがあると思いますので、ここで言っている高揚感がどういうことを意味して言っているのか。具体的にどう書いたらいいか私も分からぬのですけれども、やはり遠山委員がおっしゃっている高揚感と平尾委員がおっしゃっていた高揚感では、高揚感の質が違う部分がどうしてもあると思いますので、そこを分かりやすく書いていただければと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。平尾委員、お願ひいたします。

○平尾委員

事業者の行為を細分化するのではなく、組み立てられた一連の行為を総合的に捉えるべきであるという指摘は非常に重要だと私は思っております。前回、西田委員からだったと思いますけれども、心理学の知見からこういった意見が示され、やはりこのことは無視し得ないことだと考えております。感情に対して働きかけるものとして、さらに意見があったと思います。検討時間を短く設定する場合だけではなくて、高揚感や期待を抱かせるようなS F商法、催眠商法のような事例とか、注意力散漫な状態、本来の注意から意識を逸らさせるような場合、さらには不意打ち的なものですね。広告の重要な部分の不一致というような整理もされて

おります。さらには、依存関係のような視点があります。こういった要素の指摘があったということもさらに私は重要だと考えておりますので、意見があつたという形でも結構ですし、何らか分かるような記載をしていただければというのが意見でございます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。坪田委員、お願ひいたします。

○坪田委員

ありがとうございました。この「一連」のところですけれども、やはり「一連」に何を求めているかというと、意思決定がゆがめられるということは、一つのことだけではないということだと思います。業法で禁止行為を述べるときには、事細かにこれをしてはいけない、あれをしてはいけないということがあるわけですけれども、民事ルールに関しましては、意思決定がゆがめられるという行為がどういったことから起こるか。それが一つ一つ細分化されない人間の行為の複雑さから来るところもあると思うが、そうであれば、この「一連」ということで問題はないと思います。報告書ですから、意見があつたということを書くこと自体は否定することではありませんけれども、そこについての考え方というのを、事業者側から見ると総合的な判断で、これでは何を言っているか分からないということのないように、「一連」の持つ重要な意味、「一連」としか書けないというところにつきまして、脚注で例を出すなり、もう少し何らかの形で対応していただければと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。御意見をいただいているところですが、方向性を何とか報告書に書き込めるようにできればと思うわけですけれども、いただきました留保等を伺っていますと、やはりポイントは、現在の報告書案に示されているものでいいますと、「正常な商慣習に照らして不当に」という部分、特に「消費者の判断の前提となる環境に対して働きかける」、そして、「そのことにより消費者が適切な判断をすることができない状況を作出する」、それが例えば「消費者が慎重に検討する機会を奪う」とされているところですが、このような表現で具体化ないし明確化が十分かどうかという点についてもう少し詰める必要があるように思います。また、「消費者の意思決定がゆがめられた」ということも、意味内容としては分かるわけですけれども、取り分け法文化をするときにどのようにそれを表現するのかという点についてもさらに詰めが必要のようにも思います。

これらの点につきまして、これまでずっと議論してきたわけですけれども、

どのような形であれば報告書に具体的に書き込むことができるかという点について、さらに御意見あるいは御提案がありましたらお出しいただければと思います。現状では、事務局のほうでもちろんさらに詰めていただきたいと思いますけれども、その手がかりがもう少しあれば大変助かるのではないかと思います。特に例示の部分に関しては、これまでずっと議論してきましたのは、時間あるいは体力などを奪うということです。消費者契約を締結するか否かを判断するために、通常この程度必要とされるという時間を奪う、あるいは体力を奪うなどによって慎重な判断をすることができなくなるという状況を作出している。これはずっと議論してきたところです。それをどう表現するかということが問題のように思います。また、「意思決定がゆがめられる」というのが何を意味するのか。恐らくは、当該消費者が当該消費者契約を締結しないという判断をすることが妨げられたということではないかと思いますけれども、どのようにそれを表現するかということにつきましても、併せてこの場で御意見あるいは御提案をいただけますと大変ありがとうございます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。この状況では、もちろん詰めることはできるのですけれども、もう少し手がかりがあるほうがあがたいということでお願いしているところですが、いかがでしょうか。

山下委員、お願いいいたします。

○山下委員

今、座長がおっしゃってくださったことに関連しますけれども、契約の締結を断ることをしにくくするという点にもう少し着目して、具体的には15行目の「事業者が、正常な商慣習に照らして不当に」のところに、「消費者が契約締結をしないという判断をしにくくなるような形で環境に対して働きかける」などの形で、不当の内容を具体化する文言を加えるというのがよろしいのではないかと考えます。また、そこに注記を加え、前のページからこのページの上のほうにある記述を再掲する形で、検討時間を制限したり、あるいは広告と異なる内容で不意を突いたりという内容を具体例として記載するというような形で、不当性の内容を明確にするという形がよいのではないかと考えております。やはりこの項目、ヒューリスティックな判断を誘導するという意味では非常に重要な提案だと思いますので、なるべくこの記載を維持したままで、不当性の内容を具体化する方向で書いていただければと希望しております。以上です。

○山本座長

ありがとうございます。ほかに御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。それでは、垣内委員、お願いいいたします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。前回でしょうか。7月16日の資料1の13ページでこの心理状態に着目した規定についての整理をしていただいているところで、意思決定がゆがめられたことというところの説明として、平均的な消費者であればこの働きかけがなければ当該契約を締結するという判断をしない場合、こう想定しているという御説明をいただいていたところで、今は考えられる対応のところでは、その辺りはあまり詳細に触れられていないように見えますけれども、もう少しその点も含めて記載していただくということも一案として考えられるかなという気がいたしました。以上です。

○山本座長

ありがとうございます。続きまして、遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

「考えられる対応」の15行目で、先ほど山下委員から「不當に」についてお話をありがとうございましたが、「環境に対して働きかける」に関しても、結局、何らかの行為をすれば働きかけることになるのではないかと考えられ、こちらも非常に不明確だと考えます。これまでの議論でも、不意打ち性などが挙げられていたと思うので、この「環境に対して働きかける」についても、「不當に」と重なる部分もあるかもしれません、「働きかける」具体的な態様を類型化することができれば、明確性が上がるを考えます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。おおむね議論が出尽くしたということでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日いただきました御意見を踏まえて、報告書案を修文し、次回改めてそれでよいかどうかについて御検討いただくということでよろしいでしょうか。事務局のほうから何かございますか。

○福島補佐

特にございません。どうもありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございました。続きまして、「第1消費者の取消権について」のうち、「消費者の判断力に着目した規定」及び「過量契約取消権における『同種』

の解釈」について御意見や御質問をいただきたいと思います。

御発言を希望される委員の方は、挙手機能を使ってお申し出ください。遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

お願ひいたします。8ページの（2）の考えられる対応については、前回も申し上げたのですけれども、基本的な方向性自体について反対いたしておりまして、この形でまとめられるということについては非常に懸念しております。「考えられる対応」の冒頭で、「判断力の著しく低下した消費者が、自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約を締結した場合における取消権を定めることが考えられる。」とされていますが、今回の報告書案の2ページの注1の2や4ページ、また、4ページ注2にあるとおり、そもそも「消費者が合理的な判断をすることができない事情を「不当に利用して」、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権の創設」の検討が求められたものと考えています。

一方で、前回からそうですが、今回の消費者庁の、消費者の「判断力の著しい低下」について事業者の主觀面を要件とせず、また、契約の内容が合理的でないということを問わない規律の方向性については、もはや「つけ込み型」ではなく、事業者の不当な行為であることを問題としないものとなっていると考えており、これは、これまでの議論を離れて、高齢社会対応のための高齢者の保護を目的とした一般的な規律を創設することになるとを考えます。その場合に、取引の相手方が事業者でない場合に、なぜ「判断力の著しく低下した方」を保護しなくていいのかということが説明できないと考えられ、その点からは、第20回の意見書でも書きましたとおり、これは本来、民法で対応すべきものと考えます。

また、まずは事業者との取引について規律するとしても、消費者の判断力低下に関する事業者の主觀面を要件としない以上、取引における判断能力の確認が必須とならざるを得ないと考えています。

また、（2）11行目に「対象となる契約は消費者保護の観点から真に必要な範囲に限定すべきである。」と書かれていますが、この点について、「自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約」の具体化、明確化ができなければ、結局、どのような契約を取り消しうべきものとなるのかが不明確となり、「判断力の著しい低下について内閣府令または逐条解説等により基準の明確化を図」ったとしても、内閣府令などで定めた判断力の水準を下回る高齢者については、契約内容に関わらず、成年後見制度などの利用を促すことにならざるを得なくなると考えます。

同様に、（2）14行目では、「自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約」の例として、「自宅を売却し、しかも、今後住むところがないような場合」

が挙げられていますが、例えば、自宅の売却に関する契約において、他の住居の有無や売却代金の利用目的などを事業者が確実に把握することは困難であるにもかかわらず、そのような契約の取消しの可能性に対して、取引の安定を図る対応は検討されておらず、この点からも成年後見制度などの利用を促すことにならざるを得なくなると考えます。しかし、認知症の患者数が600万人を超えると言われる中、成年後見制度等の利用者は二十数万人とされており、成年後見制度等にも課題が指摘される中で、どの程度受け皿となるのかははつきりしません。その他、御提案の方向性に対する意見というのは前回までに意見書などで申し上げたとおりです。

したがって、「判断力の著しく低下した消費者」の取消権について、今の内容のまま、当該消費者の判断力に関する事業者の認識を要件とせず、また、契約内容の合理性を問わない形で検討するのであれば、消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会の報告書において、「①判断力の著しく低下した消費者が、②不当な内容の契約を締結した場合には、契約を取り消すことができる旨の規定を設けることが考えられる。②について、(ア) 消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約について消費者に取消権を付与することを原則としつつ、(イ) 親族等の適当な第三者が、契約の締結に同席するなどの一定の関与をした場合には、これを考慮して取消しの可否が決まるような規律を設ける。」としていたことに立ち戻り、例えば、「判断力の著しく低下した消費者が、民法13条1項3号に定める行為を目的とする契約を締結したときは、これを取り消すことができる。ただし、配偶者または民法877条1項に定める範囲の者のうち1人の同意があるとき、または、民法9条ただし書きに規定する行為については、この限りではない。」とするなど、保佐制度にならったものとし、将来的にはこれを民法に移して、相手方が事業者でなくとも「判断力の著しく低下した方」が保護されるよう検討すべきと考えます。

また、「判断力の著しい低下について、内閣府令又は逐条解説等により基準の明確化を図」るという点についても、同様に、家庭裁判所や成年後見制度等の運用に知見を有する法務省の省令などに移管することで、社会情勢に応じた柔軟な対応が可能になるものと考えます。

この論点については、報告書案の前にもう一度議論する機会があるかと考えていましたが、そうではなくなったので、少なくともこのような意見があることを、(2) の末尾に明記いただきたいと考えます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。今の最後におっしゃられた御提案については、なお書きで明記するという御発言でしたでしょうか。

○遠山委員

少なくともそうしていただきたいと考えますし、（2）の方向で具体的に法文化を行うのであれば、消費者の判断力の著しい低下に関する事業者の認識を要件とするという点と、契約の内容の合理性を問うという点についても、考えいただきたいという2つを申し上げているつもりです。

○山本座長

民法13条1項3号というのは、重要な財産の処分について限定するという御趣旨だったでしょうか。

○遠山委員

そうです。そこに限定するという趣旨です。

○山本座長

ありがとうございました。渡辺委員からお手が挙がっていたかと思います。よろしいでしょうか。

○渡辺委員

渡辺でございます。この論点に関しましても、先ほど申し上げましたように、私としてはまだ議論が收れんしているとは考えておりませんで、何らかの方向性を記載するのは無理があるのでないかなと思っております。それぞれの意見を並べるにとどめるべきではないかと思っております。このように議論が收れんしていないのではないかと申し上げているのは、あくまでも先ほどの論点とこの判断力に着目した規定の論点の2つに関してのみ申し上げるつもりであります。

と申しますのは、先ほど遠山委員からもお話がありましたけれども、そもそも既にこれはつけ込み型の勧誘というものとは全く性質の異なる議論になっているということがまず一つございますし、仮にこの報告書の内容に沿って規定化を進めた場合に、事業者側からしますと大きな取引に慎重になり、あるいは消費者の判断力や収入、財産状況について調べようとする中で、かえって消費者にとって負担になったり、悪質業者のターゲットにされたりする可能性もあるということにつきましては、私を含めて過去にもほかの委員からも指摘があったかと思います。このような指摘がある中で、この議論について現時点で方向性をまとめて進めるということについては、極めて慎重になるべきかと思います。

昨晩送っていただいた修正案の中で、代理人が本人に代わって意思表示をした場合や、被保佐人が保佐人の同意を得て意思表示をした場合などは取消しの対象

とならないことを明確にすべきと追記されているのですけれども、この部分はある意味当たり前のことではないかと思っております。

事業者として心配しておりますのは、契約前にやり取りをしている際には消費者の受け答えはしっかりとしていたのだけれども、事業者が消費者の判断力不足を予見し得なかつたがために、契約した後に実は判断能力が鈍っていましたと申し出られることもあり得ると考えれば、消費者の判断力不足について事業者が善意無過失である場合まで取消しの対象とすべきではないと考えております。今回の報告書案はそれを裏返して書いてあるのかもしれませんけれども、いずれにしても事業者側の判断を要件としないということに関しては性質が全く異なっていると思っております。

また、インターネット取引に関しましては、これも繰り返しになって恐縮ですけれども、そもそも消費者の生活を将来にわたり成り立たなくするような契約なのかどうかということに関しては、どのように事業者側から判断すればいいのかというの分からぬといふような事情もございますので、様々まだ詰めるべき点が残っているかと思いますので、方向性について記載するのは難しいのではないかと思います。ほかの委員の方の御意見も拝聴したいと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、ほかに御意見はありますでしょうか。

現在、方向性としてまとめるというのは難しいのではないか、このような意見があったということを紹介するという形にとどめるべきではないかという御提案がありました。この点について、もし御意見がありましたらさらにお出しitなければと思います。いかがでしょうか。

平尾委員、お願ひいたします。

○平尾委員

取りまとめとして最低限のレベルと私は認識しておりますが、最低限のレベルとしてこの程度の規定をつくるということは必要不可欠という認識であります。高齢者の取消権、何らかの被害が多発していることは全ての委員において共有されていることだと思いますので、規定を何らかつくるという方向性、取りまとめをすることは必須であろうと考えております。その上で、私はこれだけでは足りないという意見をずっと申し上げているところです。その点から意見としてできれば追記していただきたいのは、生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約だけではなく、例えば対価的に不均等な内容の契約や、客観的にみて当該消費者の契約目的・動機に合致しないような内容の契約、こういった契約も本来は、取消の対象にすべきと考えております。そういう意見もあったということは、なお書

きの形でも結構ですので明記していただきたいという意見でございます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

遠山委員に確認をさせていただきたいのですが、御意見としてとりわけ先ほど強調しておられたのは、つけ込み型の規定を設けるというのが出発点であったのに対して、つけ込み型ということがうかがいにくい規定になっているというようなことだったように思います。そのポイントは、消費者の判断力についての事業者の認識が要件から落ちているという点で、そこがとりわけ大きいとお考えでしょうか。

○遠山委員

一番大きな点はその点と考えていますが、実務の現状としては、判断力がある程度低下された方についても、リバースモーゲージや住み替えのための正当な対価による取引というのは必要になるケースがあるので、そういう意味では、契約内容の合理性というのも問題になると考えており、「事業者が消費者の判断力が著しく低下していることを認識して、契約内容が不当なものを締結させる」というのがつけ込むということの本質的な意義なのではないかと考えています。

○山本座長

さらにお聞きして恐縮なのですが、現在の要件の絞り込み方は「自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約を締結する」ということになっています。これと、契約内容の合理性を問題にするということが両方併記可能なのかどうかという点はいかがでしょうか。それとも、根本的に考え方直すべきだということなのでしょうか。

○遠山委員

「自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約」に関しては、金額の大小、例えば、月収の何割という議論が今までにありました、それだけではないと考えています。そこをカバーするために、今回は、契約の目的ということを問題にされているように思いますが、それが「次に住むところがあるか」や「代金を老人ホームの入居のために使うのか」といった契約内容自体とは基本的に関わりがないこととなっており、その点に関する事業者の認識の有無を問うことは、契約の不当性から離れたものになっていると考えています。そこを、契約を締結

するに当たって不当な行為に絞れないのかというのが、契約の合理性を問うという私どもの問題意識となります。

○山本座長

ありがとうございました。これもかなり何度も議論してきたところで、つけ込み型といいますと、民法で言えば暴利行為に当たるもの、現代的な暴利行為に相当するものが思い浮かぶわけです。そうしますと、もちろんいわゆる主観的要素、つまり消費者というか相手方の窮迫、軽率、無経験など、あるいは経験の不足、知識の不足につけ込むということとともに、客観的要素として、契約内容についても、相手方に不当な不利益を与える、あるいは不当な負担を与えるというもののが要件になる。それを具体的に規定できるかということも併せて検討してきたところですけれども、やはり内容についての基準の立て方がどうしても難しくなるのではないか。これは、民法自体についても指摘されていたところではありますけれども、消費者契約でもその点は同様である。こうした議論を経た上で、契約内容ではなく、消費者に及ぼす影響の重大性に鑑みて取消しを認める。これであれば規定の正当化が可能ではないかということで、ここに至っていると思います。遠山委員が先ほど別案としてお示しになられた重要な財産の処分かどうかというのも、本質的には契約内容の合理性ではなくて、やはり相手方の生活その他将来に対する影響の大きさに鑑みた要件になっているのではないかと思います。

ただ、内容の点につきましては今申し上げたとおりですが、消費者の判断力に関する事業者の認識、つまり悪意ないし悪意に準ずる重過失を要件としないという提案については、これまでずっと御異論があったところです。それが今日も遠山委員、渡辺委員から御指摘されているところだと思います。この点について、一定の方向性という形で取りまとめができるかどうかについて疑問が提示されているところです。收れんしていないということであれば、このような意見があつた、多数であったという表現はあまりすべきではないだろうと私は思いますが、このような意見が強かった、あるいはこのような意見も強かったということを併記するということになる可能性があるように思います。

取りまとめをどのようにするかという点につきまして、先ほどの論点もそうですが、消費者の判断力に着目した規定については意見の幅があるよう思います。改めて今の状況を踏まえて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

沖野委員、お願いします。

○沖野委員

ありがとうございます。幾つかお話をさせていただきたいのですけれども、遠

山委員が御指摘の合理的な契約の内容のものまで取り込むことにならないかという点につきましては、座長のほうでお話しになったような、そもそも対象が当該消費者の生活に著しい支障を及ぼす、それも現在または将来にわたってという契約ですので、おっしゃるようなリバースモーゲージのようなものはむしろ生活を保障するためのものになりますので、そういうものは対象にならないと思うのですが、ただ、こういったものまで対象になるのではないかという御懸念があるのだとすると、いったいどういうものが対象になるかについて少し追記するということが考えられるのではないかと思いました。具体的なところとして、例えばこういうものは逆に対象にはならないということを加えるということが説明として考えられるのではないかということです。例えばですけれども、16行目の「想定される、一方、こういうものは対象にならない」とか、あるいは注に書くとか、そういうことは一つ考えられるのではないかと思いました。

より一般的な話としまして、23行目で取消しの対象となる契約であることを事業者が知っているとは限らないということで、取消しの対象となる契約であることが何を指すのかという点です。遠山委員からも御指摘があったのですけれども、その前で示されているものは、自宅を売却し、しかも今後住むところがない。それから、貯蓄や年金収入の大半を消尽してしまい、しかし、それは労働によって新たな収入を得ていくことは期待できないという、これが当該契約に当たるとされています。ここからは、取消しの対象となるということについては、客観的な契約の内容に加えて、それを取り巻く状況といいますか、住むところが結局手当てができるないのだと、収入がないのだということがその該当性を支えていることになります。

そのときに、取消しの対象となる契約であることを事業者が知っているというのは、何を知っている必要があるのかということで、自宅の売却であることさえ知つていればそれで対象になってしまうのかという問題が前からあったと思います。それでいいのだという考え方もあるかもしれません、そうだとすると、そこは消費者の自宅の売却自体がいわば正当な取引をする事業者にとっては非常に危ない取引ということになりかねず、消費者はそうではない事業者の方に行かざるを得ないようなことにもなりますので、事業者が知っている内容というのが、判断力とは別だということは明らかにされていますものの、何を対象とするのかというのではなく明確にしたほうがいいのではないか、あるいは今のような必要とする事情だと、例で言うと住むところがないとか、そういう点についても主観的要件がかかってくるのかどうかということは明確にしたほうがいいのではないかと思います。

それから、最後に、判断力の点なのですけれども、判断力については、主観的要件を不要とするという点については、この種の契約、特に自己の生活に著しい

支障を及ぼすような内容の契約をするためには、いったいどういうものが最低限として必要なのかということを明確にしているという面があると思われます。もともと意思能力というのは相対的な意思能力と言われており、居酒屋でビールを注文するのと抵当権を設定するのではレベルが違うとか言われたりするわけですけれども、こういうタイプの契約については、消費者契約にとっては少なくともこのくらいものが必要なのだということを示しているとも考えられ、だからこそ意思無能力の扱いとパラレルにするのだというような説明や指摘がされてきたところだと思います。なぜ判断力そのものについては主観的要件を不要とするのかという点についての説明を加えるということが考えられていいのではないかと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。今御指摘いただいたこと、つまり、事業者が何を知っている必要があるか、特に取消しの対象となる契約についての説明がここに書かれているわけですが、悪意または悪意と同視される程度の重過失があるというのは、何についてかという点については、どのように規定をするかということにもちろん左右されるわけではありますけれども、このような契約であることを知っていたということではなくて、本質的には、当該消費者契約が当該消費者の生活に著しい支障を生じさせることを知り、または重大な過失によって知らなかつたということに恐らくなるのだろうと思います。それで何を知っている必要があるかという点については、沖野委員も御指摘されましたように、当該消費者契約の内容そのものだけではなくて、当該消費者の生活に及ぼす影響、それが著しい支障を及ぼすというものであることが対象であるということに恐らくなるのだろうと思います。もちろん、それで特定されているかどうかという点については、さらに検討の余地があるということではないかと思います。

それでは、遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

ありがとうございます。今、沖野委員がおっしゃったことについて、私の考えていることを少し申し上げたいと思います。

簡単に申し上げると、消費者の判断力に関する事業者側の認識を要件としない点について、沖野委員は「重要な財産、生活に著しい支障を及ぼすような取引をするときは、判断力をしっかりと確認して取引すべきという規律をここで設ける趣旨である」とおっしゃったと理解しました。一方、私どもとしても、事実上そうなることは認識しており、そのことが良いのかという観点から、問題があるということをこれまで申し上げてきたつもりです。

内閣府令などで判断力の基準が示された場合に、結局、取引をするお客様の判断力の程度がその基準を超えるか超えないかを確認することになると思います。そうすると、判断力の確認ができるお客様については確認し、確認した結果、クリアしていれば取引することになりますが、確認した結果、クリアできなかつたお客様については、親族の同意などの救済規定がないため、取引をお断りすることにならざるを得ない。また、判断力について診断書を出していただけない方や、こちらで判断しようとしたときに御協力いただけない方についても、取引をお断りせざるを得なくなる、そのような規律が出来上がるということになると考えています。

そうした中、成年後見制度などの利用を促していくことで全て問題が解決するのであればそれで良いのですが、現状、認知症の患者数は600万人という中で、成年後見制度等の利用者は二十数万人しかおられない。今、厚生労働省では成年後見制度等の利用促進策をいろいろやっておられるようですが、親族後見の問題や専門家後見人のコストの問題などがあって利用が促進されない中で、内閣府令がどのようになるかは分かりませんが、恐らく600万人以上が判断力の確認の対象となり、そして、判断力の基準をクリアできなかつたり、確認できない方は全て成年後見制度等の利用ということになりますが、それでいいのかということを申し上げてきたつもりです。

したがって、今回、事業者の認識を要件とせずかつ契約内容の合理性を問わないという前提であればとして御提案した内容の一番のポイントも、親族の方の同意があれば契約を有効とできるという部分だと考えており、判断力が低下しても取消しの対象とはならないよう、正当な取引をどのように生かしていくかがこの規律の検討では非常に大きな視点になると考えています。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。沖野委員、お願ひいたします。

○沖野委員

遠山委員からさらに非常に明確にしていただきまして、ありがとうございました。それで、1点だけ補足的に確認させていただきたいのは、先ほど座長も明らかにしてくださったように、もともとの出発点は、こういう契約をすることが生活に著しい支障を及ぼすというような契約である、あるいは契約締結がそのような意味を持つ。そして、そのことを事業者も分かっておられますよねという場合で、そういう著しい支障を及ぼすということが分かりながら、なお、それは契約に応じたほうがいいということが考えにくいように思うのです。それに対して、本来は必要な取引であるにもかかわらず、それができなくなるということは大変

に問題だと思うのですけれども、そうだとしますと、例えば自宅の売却というだけでできなくなるというのは非常に問題だというのは以前からずっと問題になっていたと思いますけれども、それだけではないのだということを先ほど明らかにしていただいたように思うのです。

○山本座長

ありがとうございます。今の議論のやり取りを踏まえまして、さらに御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今のやり取りからもうかがえますように、この点については、方向性を示しているこの提案をそのままの形で報告書として取りまとめることには御異論が出ていたところです。今日の御議論を踏まえて、コンセンサスが得られるような報告書にするにはどうすればよいか、可能な限りその道を追求していきたいと思いますけれども、そのような方向に向けて事務局のほうで改めて修正をお願いし、それを踏まえてもう一度議論をしていただくということでおよろしいでしょうか。

河村委員、お願いいいたします。

○河村委員

感想のような形になって申し訳ないのですが、行動経済学などをやっておりまして、消費者が非合理的、合理的ではないという状況において、消費者がそのことで利益を得るということはほぼありません。ということは、この問題、つまり、消費者の判断力が低下しているという事象がある以上、その問題が解決するということはないと思います。ですので、その救済コストをどのように負担していくかということで、消費者の側と事業者の側でどのようなバランスにするかという問題かと考えております。例えば認知力のテストにひつかかってしまったゆえに、本来合理的な取引が締結できないという場合もあると思います。その場合は、たまたま認知能力のテストにひつかかってしまって、正常な判断ができるといった消費者も、そして事業者も、損をしてしまうというような形かと思います。しかし、救済されなければならない方が多数存在するという現状に鑑みますと、それは救済のためのコストの負担であるというような考え方をすれば、損をする、不利益を被るような人や事業者はいるとは思いますが、それは救済のベネフィットに見合うものであると考えることはできるかなと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。坪田委員、お願いいいたします。

○坪田委員

ありがとうございます。事業者に悪意がある場合及び悪意と同視される程度の重過失とあります。いろいろな暮らしぶりとか、例えば消費者とのやり取りの中で分かってきたことから、当然それに気がついているはずにもかかわらずという要件が入りますので、全く問題がないと思っていて契約をしていただいたらと、後出しじゃんけんのように言われるということはまずないと思います。ここで考えているような生活に著しく影響を及ぼすということ、これはそれなりの大きな契約になると思います。そうすると、すぐにはぱっと購入をするということでも当然ないものが、ここでは想定される契約だと思います。

今後、ネット取引が盛んになっていくと、高齢者もネットの中でどんどん様々な高額の契約をする事態が来るかとは思いますが、現状として今これがどういった問題のある契約を射程に考えているかということ、それを民法ではなく消費者契約法で新たな形でつくっていくことしか救済ができないのではないかと言われているわけですから、そういう契約法の趣旨、社会的な背景を少し追記していただいた上で、これは事業者のほうの重過失ということがあるので、そこは後出しじゃんけんのような形にはならないということがはっきり分かるような書きぶりにしていただければと思いました。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。垣内委員、お願いいいたします。

○垣内委員

垣内です。私自身は、8ページの7行目から記載されている、取消権を定めるという基本的な方向について賛成できると考えているところなのですけれども、先ほど来ご指摘がありますように、27行目から29行目にかけての判断力に関する事業者の認識の点は非常に難しい問題かなと考えておりますし、両論あり得ると申しますか、現に両論主張されているというところかと思います。この点について、意思能力あるいは意思無能力と類するものとしてこの規律を捉えていくという視点が示されているところで、そうしますと確かに判断力についての認識を問わないということの説明になるかなとも思われますけれども、そうした場合に、取消しの対象となる契約については悪意等を要求するというところについて、意思能力一般の規律との関係では少し異なるのかなと素人目には思われるところもありますので、説明の際、その辺りも留意いただくとよいのかなという感想を持ちました。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。最後におっしゃっていただいた点は、民法との違いという面では非常に重要な部分だと思います。現在、制限行為能力に関しては、先ほど遠山委員の御提案にもありました保佐の制度については、民法で幾つかの重要な行為類型を特定し、その行為類型に該当するものは相手方の認識等を一切要求することなく取消しを認めるという仕組みになっています。消費者契約法でそれと同様のものを定めようとしますと、法的代理人あるいは同意権者を用意するような制度とは異なりますので、どうしても対象を限定するとともに、やはりその対象に入っていることを相手方が知っていた、ないしは重過失により知らないかったということを付け加えないと難しい。それが現在の提案に至っている理由ではないかと思います。御指摘どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。それでは、先ほど少し整理をいたしましたけれども、それを踏まえて事務局のほうでどのように修正するかということを考えいただき、それを踏まえて次回改めて御検討いただくということにしたいと思います。事務局のほうから特にございますか。

○福島補佐

特にございません。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

○山本座長

少し失念していましたが、このパートでは「過量契約取消権における『同種』の解釈」についても御意見をいただきたいと申し上げておりました。この点についてもし御意見があれば、今この場でお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

後藤委員、お願いいいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。今の8ページの消費者の心理状態に着目した規定における「考えられる対応」、及び、9ページの消費者の判断力に着目した規定における「考えられる対応」に対して同じような趣旨で申し上げたいのですが、この報告書で取りまとめようとしている方向性について異論はありません。しかし、具体的に事業者と消費者の取引の中で報告書に記載される要件通りに実行しようとすると、相当な負荷が双方にかかるてくるものと思われます。つまり、消費者の心理状態や判断力の状況を事業者が把握し、適切に対応するということをどのように規定するのかというのが私は最大の問題ではないかと考えております。この考え方から、例えば一方的に消費者だけを見ますと、事業者側の負担が大きくな

りますし、他方、事業者側の負担を軽減しようとすると、消費者側に対する負担が大きくなる。繰り返しになりますが、この度議論してきた消費者の心理状態や判断力を踏まえた消費者契約の在り方というのは、消費者と事業者の負担の兼ね合いをどうするかという議論だと思っておりますので、先ほど渡辺委員からもありましたように、もう少し具体的かつ実務的な内容を議論していく必要性があるのではないかと思っております。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに、特に「過量契約取消権における『同種』の解釈」について御意見があればと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、以上を踏まえまして、この部分についての修正等を図り、次回改めて御検討いただくということとさせていただきます。

【5. 「平均的な損害」についての意見交換】

○山本座長

それでは、お疲れのところ恐縮ですが、まだたくさん残っておりますので、続けさせていただきます。

続きまして、「第2 『平均的な損害』について」、御意見や御質問をいただきたいと思います。平均的な損害につきましては、考慮要素の列挙と平均的な損害の額を超えないことの説明に関する努力義務の導入、そして、違約金条項についての調査の実施、立証責任の負担を軽減する特則の導入と、たくさんござります。やはり分けたほうがよろしいでしょうか。

では、まず、最初の「検討の経緯」と「『平均的な損害』の考慮要素の列挙」、そして、「『平均的な損害』の額を超えないことの説明に関する努力義務の導入」までについて、まとめて御意見あるいは御質問をお出しitなければと思います。

御発言を希望される方は、挙手機能を使ってお申し出ください。平尾委員、お願ひいたします。

○平尾委員

よろしくお願いします。9行目、10行目、11行目でございます。考慮要素として今回このように整理をされておりますが、私の認識では、前回、前々回でしたか。消費者庁のほうで検討事項として幾つか要素を挙げておられました。それについてはそれほど異論はないとは私は理解しております、それを明記していただくほうがよろしいのではないかという意見でございます。特に契約の性質、それから、契約の代替可能性といった事情が具体的に挙げられていましたと思います。契約の性質、あるいは特殊性とか契約の類型とかに結局は収れんしていくのかもし

れませんけれども、そこはもう少し詳しく記載する必要があるのかなと考えております。特に契約の性質についても、さらに細分化していくと、中途解約がそもそも許されるような契約なのかそうでないのか、あるいは、オーダーメイド的というか特注品的なそれによって対価が異なっているような契約類型もあれば、そのようなオーダーメイド的なものではなく、他の顧客に転用できるような大量性、画一性のある契約という類型もありますし、そこら辺を分かれる形で記載していただいたほうがいいのではないかという意見でございます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。渡辺委員、お願ひいたします。

○渡辺委員

渡辺でございます。まず、本日は時間も限られていますので、日本語の字句の修正等については別途事務局のほうに御連絡したいと思うのですけれども、若干確認したほうがいいかなと思いますので、細かい点になるのですけれども、2点申し上げます。

1点目は事務局に対する質問になります。考慮要素の列挙の部分に関して、今回「役務等の対価」というのが入っているのですけれども、対価ということについてはこれまであまり議論されていなかったと思うのですが、なぜこれを例示として挙げられたのか事務局に御説明いただければと思います。これはお願いでございます。

2点目は意見なのですけれども、説明に関する努力義務の導入の部分でございます。もともと努力義務ではございますけれども、どのような形で、どのような方法で説明をするかということにつきましては、これまでにもホームページで説明をすることもいいのではないかというような事務局からの見解もあったように記憶しておりますので、その方法などにつきましては、事業者側に一定程度裁量が認められるということを例えば逐条解説などで明らかにしていただければと思います。これはお願いでございます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、事務局のほうから質問に係る部分についてお答えをお願いいたします。

○玉置専門官

御質問ありがとうございます。報告書11ページ10行目から11行目に係る部分で、

「当該消費者契約における商品、権利、役務等の対価」の「対価」の出てきた理由という御指摘であったかと思います。まず、この表現につきましては、現行の消費者契約法を参考にしたところがありまして、具体的には第4条第5項第2号でございます。第2号のところに「物品、権利、役務、その他の当該消費者契約の目的となるものの対価」というところがありまして、ここから引用してきたという経緯がございます。その上で、「対価」という言葉になった理由ですけれども、考慮要素のところを御議論いただいた際には、費用、利益といったものが要素となっているというご意見があつたと思います。ざっくりした説明になってしまふかもしれません、費用プラス利益イコール対価という形で表現できるかなというところもあり、「対価」としているところでございます。そのほか、標準約款などで対価を基準としている事例もあり、このような表現とさせていただいたところです。私のほうからは以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。渡辺委員、よろしいでしょうか。

○渡辺委員

御説明は分かりました。ありがとうございます。

○山本座長

それでは、ほかに御意見あるいは御提案がありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

○玉置専門官

山本座長、遠山委員がお手を挙げられているようでございます。

○山本座長

では、遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

お願ひいたします。努力義務のところまででよろしかったでしょうか。

○山本座長

それでお願ひいたします。

○遠山委員

それでは、2点申し上げたいと思います。まず1点目ですが、10ページの「1. 検討の経緯」の記載について、これが「契約の解除に伴う損害賠償または違約金を定める条項」に関する記載であることを前提とすれば、特に申し上げることはないのですが、これまで何度も申し上げてきたとおり、商品・サービスの価格設定は消費者の多様なニーズに対応するため多様化しており、同じ商品・サービスについて複数の料金設定をするケースなどでは、条件の全てが価格設定の要素となっており、解約料の水準も必ずしも損害の発生する前提にあらかじめ定めているものではありません。したがって、「平均的な損害の額」について考える前に、当該商品・サービスの価格設定の在り方がまず考慮されるべきであって、対価と精算された金額との間に差があることのみを捉えて、それを違約金条項として「平均的な損害の額」との関係のみで議論し、規律の対象とするのではなく、新しい商品・サービスの提供や多様な価格設定ができなくなり、その結果、消費者も、ニーズに応じた多様な商品・サービスの提供が受けられなくなりかねないと考えています。この点については、「1. 検討の経緯」の末尾なのか、または「6. 将来の検討課題」になるのかは事務局にお任せしたいと思いますが、少なくとも意見として、明記いただきたいと考えます。

次に、2点目、努力義務の（2）です。12ページ3行目に「事業者が消費者に対して違約金条項に基づいて違約金を請求する場合等において、当該消費者から説明を求められた場合」と書かれており、その場合に、説明の努力義務を設けるという方向性については理解できなくはありません。しかし、12ページ6行目以下の「どのような考慮要素及び算定基準に従って「平均的な損害」を算定し、違約金が当該「平均的な損害」の額を下回っていると考えたのかについて、その概要を説明する。」という点については、第18回でも申し上げましたが、「平均的損害」というものがあり、それを「超える」、「超えない」ということを考慮要素と算定基準の違いや、その内容として「履行利益」や「信頼利益」という概念の内容を含めて、一般的なお客様に御理解いただくよう御説明することは非常に難しく、特に「違約金」について説明を求められている場合は、かえってトラブルを大きくしてしまうと考えています。したがって、事務局の前回までの御提案は後者だったと思うのですが、消費者から「違約金」について求められた場合に「「違約金」の考慮要素等の概要」について説明する旨の努力義務とするか、あるいは消費者から「平均的な損害の額」について説明を求められた場合に「「平均的な損害の額」の考慮要素の概要」について説明する努力義務とするか、いずれかとし、その点を12ページ4行目で明記いただきたいと考えます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見等ありましたらお出しいただければと

思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

後藤委員、お願ひいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。11ページの22行目に「消費者が、契約を解除する際に商品・サービスの提供を受けていないにもかかわらず違約金を支払わなければならぬというだけでなく」という表現があるのですが、違約金が発生する場面というのは、契約が取り交わされたことに由り、事業者側において契約内容の履行のために何らかの事業活動が行われ、その結果いくらかのコストが発生したにもかかわらず、消費者が一方的に契約を解除する場合となります。この度の書きぶりでは、消費者が一方的に解除しているにもかかわらず、実際にそのサービスは受けていないのであるから対価は払わずともいい、というようにも受け取れかねないような表現になっているので、これは少し修正していただきたいと思います。一方的に契約を解除された場合には、当然事業者側にも何らかの被害が出ますので、その被害相当分を消費者に請求することは通常あり得ることであり、違約金を支払わなければならぬというこの表現ぶりはいかがなものかと考えております。一方的に消費者側が解除した際に、あたかも今申し上げたような形になっているのは非常に問題があると言わざるを得ません。

それと、一般的にこの種の消費者とのトラブルにおいては、消費者が考えるは、提示された解約料が平均的な損害を上回っているのではないかということではなく、解約料の根拠は何なのかと思われます。平均的な損害がいくらかというよりは、なぜ、この解約料を払わなければならないかと。その理由を知りたいということではないかと理解しておりますし、そのことによって、自分が請求されている解約料を払わなければならないことに対する納得の問題かなとも理解しているところでもあります。したがって、努力義務を設けるにしても、平均的な損害を明示するというよりは、解約料について説明すべき努力義務といった表現ぶりのほうが現実的な対応ではないかと考えております。

違約金についてはそういう意見でありますけれども、平均的な損害を上回っていないことを説明することについて、これも従来から何度も申し上げており、また、さきほど遠山委員からもありましたように、解約金を含む価格の構造は、ビジネスモデルとしてそれぞれの企業の営業秘密であり、機密性の非常に高い情報が含まれていますので、それを簡単に開示することはなかなかできないと考えております。したがって、この件はちょっと後になるかもしれません、消費者団体が仮にそういった情報を開示請求できるような制度になったとしても、これらの情報の機密保持が完全に保証されるのかという懸念を事業者側は強く持っております、その保証ができない限りなかなか難しいのではないかと思っておりま

す。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。最後の提案は次に改めてまた御発言いただければと思います。

まず、考慮要素に関しては、提案でも明確に示されていますが、例示列挙であることを明確にすべきであるということですので、ここに書かれたもののみが考慮要素ではなく、あくまでも通常考慮されるものとしてどう列挙していくかということだと思います。ただ、対価と解除の時期だけではなく、平尾委員からは、契約の性質あるいは契約の代替可能性、あるいは費用の回復可能性なども含まれるのでしょうか、そういうものを整理して、もう少し追記するということが考えられるのではないかという御提案がありました。

努力義務に関しては、何人かの方から、平均的な損害を超える、超えないということの説明が求められる場合があればそれには答えるのだろうけれども、多くの場合それが求められているのではないのではないかという御指摘がありました。ただ、解約料の根拠を示してほしいというのは、通常、そのような形で聞かれるのだろうと思うのですけれども、やはりそれも、その解約料が不当ではないことの説明を求めているということではないかと思います。つまり、根拠というのは、正当な根拠を聞いているということではないかと思います。消費者契約法の観点からは、不当でない根拠というのは平均的な損害を下回るということになりますので、そこは重なってくるのだろうと思いながらお聞きしていましたが、それをどう適切に誤解のないように表現するかということが課題ではないかと受け止めました。

以上のとおりで、今日いただきました御意見を踏まえてさらに必要な修文を図り、次回改めて御検討していただくということでよろしいでしょうか。以上の点につきまして、事務局から何かございますか。

○玉置専門官

おまとめいただきまして、ありがとうございます。事務局からは特にございません。

○山本座長

それでは、平均的損害の残りの部分、少しまとまりが悪いのですが、「違約金条項についての調査の実施」及び「立証責任の負担を軽減する特則の導入」について、さらに「将来の検討課題」で書かれていることも含めて御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

渡辺委員、お願ひいたします。

○渡辺委員

渡辺でございます。2点申し上げます。1点目は意見です。「立証責任の負担を軽減する特則の導入」のところでございますけれども、適格消費者団体の秘密保持義務のところが触れられているのですが、これまで私以外のほかの委員の方々からも目的外利用の禁止について追加いただきたいという意見があったかと思いますので、その点、こういう意見があったということを報告書の案にも追加いただければと思います。

2点目は将来の検討課題に関するコメントでございます。平均的な損害という概念自体から見直すということについては賛同いたします。今や同じ商品や業種であってもコスト構造など、企業によってかなり大きく異なるところがございまして、平均的損害という考え方自体が適切ではなくなっている可能性もございます。平均という考え方で片付けられるものではなく、個別の事案ごとに判断が必要なのかという気もいたしますので、様々な企業が柔軟に対応できるような制度整備について検討するべきかと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

お願ひいたします。立証責任の負担を軽減する特則の導入の部分について2点申し上げます。

1点目は、「（1）問題の所在」も含めた全体的な話になると思いますが、13ページの（2）について、利用主体を適格消費者団体に限定した上で、いわゆる積極否認の特則の規定を設けるという方向性については、最終的にはやむを得ないものと理解しております。しかし、前回も申し上げたとおり、商品・サービスの価格設定が必ずしも損害の発生を前提としないことなど、「平均的な損害」に偏った議論が経営や取引の実際からかけ離れたものとなっており、また、訴訟の構造も必ずしも特許法等とは同じではない中、特許法等の制度をそのままこちらに持ち込むことには無理があると考えています。したがって、この点について、14ページ8行目の後に、少なくとも意見として、追記いただきたいと考えます。

次に2点目ですが、特則の主体が適格消費者団体であっても、また、（2）の30行目以下では新たに特定適格消費者団体も挙げられていますが、渡辺委員からもお話をありましたとおり、消費者契約法25条や消費者の財産的被害の集団的な

回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律80条では、秘密保持義務の規定がありますが、いずれも「秘密を漏らしてはならない。」とするのみで、目的外利用の禁止を明文で定めるものではないことなどから、営業秘密の保護を図るため、前回意見書に書きましたとおり、適格消費者団体または特定適格消費者団体の秘密保持義務を定める消費者契約法25条や特例法80条に目的外利用の禁止を追加するとともに、民事訴訟法92条の閲覧等の制限が確実に適用されるよう対応する必要があると考えており、この点についても、14ページ6行目末尾に明記いただきたいと考えます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。まず小浦委員、お願いいいたします。

○小浦委員

ありがとうございます。私はこの「立証責任の負担を軽減する特則の導入」のところの方向性にはほぼ賛成なのですけれども、14ページで利用主体を特定適格消費者団体に限るのが現実的であるとなっていました、やはりそこに限定すべきではないとの意見もあったと、反対の意見も書いてはいただいているのですが、私も前回の最後のところで申し上げればよかったですけれども、ぜひ消費者も利用主体に入れるべきだという考え方を持っております。もう取りまとめの段階ですので、7～8行目に書いていただいたということで致し方がないのかなとは思っております。

また、「6. 将来の検討課題」のところで文書提出命令が将来の検討課題になったのですけれども、これについては、やはり積極否認の特則と文提は対として両方今回設定するべきだという意見が複数の委員からも出ていたと思っております。ですので、今回のところではまた将来の検討課題になってしまっていますので、そういう意見もここに書いていただきたいなと思っています。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。では、後藤委員、お願いいいたします。

○後藤委員

平均的な損害という概念が将来の検討課題ということについて申し上げます。先ほど渡辺委員からもありましたように、また、私も前回にも申し上げましたが、平均的な損害の額を基準に違約金の正当性を判断するという考え方自体がやはり揺らいでいると思います。これは、この度の報告書の中にも記載されています。

このように基準としての正当性が揺らいでいる中にも関わらず、事業者側に対して平均的な損害について説明する努力義務規定を設けることについてどうなのかと。その辺りの整合といいますか、将来の課題ではあるかもしれません、既に平均的な損害を基準としない方向で世の中が動いているとすると、平均的な損害の説明を努力義務規定とすること自体に私は若干無理があるのではないかと考えております。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。では、沖野委員、よろしいでしょうか。

○沖野委員

ごく形式的な点ですけれども、12ページの27行目の4のタイトルが「違約金条項についての調査の実施」となっているのですが、むしろソフトロードにその在り方を提示していくというほうに力点があるようと思われまして、考え方の整理だとか在り方の提示だとか、そういうことのほうが適切なようにも思われますので、もしそちらのほうがよろしければ適宜勘案していただければと思います。タイトルについては、このままでいいのか、見直ししたほうがいいというようなところがほかにあるのかと思いますけれども、御考慮していただければという趣旨です。

○山本座長

分かりました。貴重な御意見ありがとうございます。では、坪田委員、お願ひいたします。

○坪田委員

ありがとうございます。14ページ、「6. 将來の検討課題」のところで、秘密保持命令の導入というのが書いてあります。これについてどうこうということではないのですけれども、複数の委員からこれは特許法に基づく秘密保持命令と同じような形なのはどうかと。いわゆる特許案件とこの消費者の平均的な損害の部分では内容が違う部分もあるのではないかということが出ていたと思いますので、この秘密保持命令ということだけを書くのではなくて、そういったところも付け加えていただければと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。山本和彦委員、お願ひいたします。

○山本和彦委員

ありがとうございます。私も「6. 将来の検討課題」の部分ですけれども、この検討会の当初の議論の中では、証明責任についての言及をされる委員もかなりいたように記憶しています。それから、衆参両院の附帯決議についても、一つの例示として法律上の推定ということが挙げられております。法律上の推定というのは、結局は証明責任の転換に帰着することだと思います。私自身は、この検討会を通して、そこまで現段階で制度を進めるということは必ずしも望ましくないのではないかという立場から発言をしてまいりましたけれども、ただ、この6に書かれているように、今回の制度整備の運用実態を踏まえて、しかし、それが必ずしも十分な成果を上げられなかつたとすれば、私自身はそれは将来においてはなお選択肢として残っている、そういう法律上の推定を含む証明責任の転換というのはなお選択肢としては残っていると考えておりますので、これは必ずしもこの検討会の総意ではないかもしれませんけれども、少なくともそういう意見が将来の検討課題としてあったということについては何らかの形で残していただければありがたいと思っております。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、平尾委員、お願ひいたします。

○平尾委員

同じ意見でございます。立証責任の転換というか、立証責任の軽減というのが本来必要なテーマというのか、消費者の立証の負担の解消が求められていますので、やはり将来的には立証責任を転換することというのがなお検討課題として残っているということは記載が必須ではなかろうかと思います。特に今回の整理では、消費者一般の立証責任の軽減については何も回答しないということになっています。ですので、今回は見送る形になったとしても、やはり将来的にその課題が残されていて、その対処手段として立証責任の転換の検討がなお必要だという記載は必須だと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

重なる点も含めて、幾つか御意見をいただいたところです。少し整理しますと、現行の9条の規定、つまり、平均的な損害を基準とする不当条項規制を規定する。これは現在あるわけで、それを今後規定として維持するのであれば出てくる問題にどう対処するかということで、立証責任の負担を軽減する特則もありますし、

先ほどの考慮事由や努力義務というのもこれが前提になって出てきている課題ではないかと思います。ただ、何人の方が御指摘してくださいましたように、そして、私もこれは全面的におっしゃるとおりだとかねてから思っているところですが、やはりこの平均的な損害という基準の立て方自体が大きな問題を有していて、これを変えることによって現在ある多くの問題を少なくとも軽減していくことは可能ではないかと、推測ですけれども考えられるところです。したがって、もちろん、これは現在のこの検討会で答えが出る問題ではなかったわけですけれども、しかし、将来の検討課題として、やはりここに取り込まないと適切な問題解決ができないのではないかという強い意見があったということを最後に追記していただくというのが、私も必要ではないかと思います。ただ、それがすぐには実現できないとしますと、それを待つというわけにはいきません。現在問題が生じているわけで、それへの対応として現在の提案があるということで、それを踏まえて取りまとめを図ることができればと思います。

今日の御議論を踏まえまして、修文を行ったほうがよい点も幾つか御指摘を受けておりますので、それを踏まえて事務局のほうで修正をし、次回改めて御検討いただくということでよろしいでしょうか。事務局のほうから何かござりますか。

○玉置専門官

貴重な御意見ありがとうございました。事務局からは特にございません。

○山本座長

ありがとうございました。

【5. 不当条項等についての意見交換】

○山本座長

それでは、先に進ませていただきます。続いて、「第3 不当条項等について」のうち、「検討の経緯」「サルベージ条項」まででまず御意見や御質問をいただきたいと思います。御発言を希望される委員の方は、挙手機能を使ってお申し出ください。

渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員

渡辺でございます。サルベージ条項について申し上げます。方向性について反対するものではないのですけれども、報告書案の書きぶりについて2点申し上げます。1点目は、16ページ目の17行目あたりから事例が書いてあるのですけれども、そこには軽過失を前提とした事例が採用されております。ただ、これまでの

議論では軽過失の言葉というよりも、むしろ故意または重過失がある場合について言及している例が多いというような御指摘だったかなと思います。また、限度額を〇万円とするといった定め方をしている例は必ずしも多くないと思われ、むしろ商品価格を上限とするとか、直接損害を条件とするといった定め方のほうがあり得るといったことかと思っておりますので、報告書に例として記載される際には、一般的に使われない文言を用いた例示を行うのは適切ではないのかなと思いますので、見直していただくか、あるいはもし何かうまい例がないのであれば、今後明確化すると記載していただければと思います。これが1点目です。

2点目が、同じページの25行目の「また」以下の部分でありますけれども、この部分に一部追記をしていただきたいと思っております。といいますのは、損害賠償責任の一部免除条項以外のサルベージ条項については、分離可能性条項など留保文言が付されているからといって不当性があるとは限らないことや、事業者、消費者にとって必要性や意義があるという意見もあったかと思います。したがいまして、例えばある責任制限について判例や学説による評価が定まっていない場合や、国際的に展開するサービスにおいて各国の判例や学説などの状況が把握しきれない場合などに万一紛争が生じた場合には裁判所の判断に従うことをあらかじめ明記し、ある条項や規約の一部が裁判等で無効となっても、それ以外の部分は有効性が維持されることを確認するような条項については不当性があるとはいえないという意見もあったというような、何らかのそういった意見があったということも追記いただきたいと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

今御指摘いただいた例示の部分については、実際に使われているものがこれまでも紹介されていましたので、それを参考にしながら修正をするということでよいだろうと思います。軽過失という言葉を条文で実際に使うことになるとは思えないところで、実際には、これは現在の消費者契約法8条1項2号に規定があって、それに反する条項をサルベージ条項で有効にしようというのが問題ですので、8条1項2号に反しないことを明確に定めていなければ無効になるという書き方になっていくのではないかと思います。それでよいかどうかも含めて、これは法制的な問題になっていきますので、事務局のほうで詰めていただくということになるだろうと思います。サルベージ条項についてはよろしいでしょうか。では、今いただいた御意見を踏まえまして、修文を図り、次回改めて御確認いただくということとさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、「所有権等を放棄するものとみなす条項」について御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

渡辺委員、お願ひします。

○渡辺委員

渡辺でございます。私ばかり申し訳ございません。方向性については反対するものではないのですけれども、この条項に関してどういったものがよくて、どういったものが悪いのかをもっと分かりやすい形で報告書に示していただければと思います。具体的には、不当性が否定され得る場合についての考え方を示すことが必要ではないかと思っております。実際、17ページ目の6行目にこの所有権等を放棄するものとみなす条項については、「一律に不当条項と評価することが適切ではない場合もある」と報告書案に現に記載いただいているわけなわけですけれども、考えられる対応の中に、第2要件において不当性が否定され得る事例も多くあると思われることから、例えば逐条解説などで、明示的な作為で意思表示が推定されるような場合、あるいは然るべき手続や段階、期間などを経ている場合、あるいはもう一方の相手方、消費者の保護の必要性がある場合など、不当性が否定され得る場合についても一定の考え方を示すなどして、事業者及び消費者の予見可能性を高めることも重要であるといった意見があったようなことを追記いただければと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今いただいた御指摘を踏まえて、事務局のほうで必要な修正を図っていただければと思います。

次は「消費者の解除権の行使を制限する条項」について御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。「消費者の解除権に関する努力義務」、「将来の検討課題」も含めて御意見をいただければと思います。

遠山委員、お願ひします。

○遠山委員

ありがとうございます。消費者の解除権の行使を制限する条項について2点申し上げます。まず、18ページの「(2) 考えられる対応」ですが、特に29行目以下については、前回も申し上げたとおり反対いたします。前回も申し上げたとおり、解除の意思表示やその証跡を残すため、解約の手続を書面や電磁的方法など所定のフォーマットを用いて行うことは、もはや商慣習と言えるほど一般的に行われており、民法540条の規定のみをもって口頭によることがデフォルトルールで

あるとされると、取引に与える影響が大きくなり過ぎ、また、「本人確認その他の解除に係る手続に通常必要な範囲」とされ、「それを超えて」などとしても、そもそも「本人確認」とは何かという点も含めて、どのような手続をすれば必要な範囲を超えるのかが明らかではありません。

したがって、消費者の解除権の行使を制限する条項として、「法令中の公の秩序に関しない既定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項」を例示するとしても、一定期間以上の継続的契約については、契約期間中に消費者側の事情が変化することもあり得ることなどから、例えば、「1年を超える継続的契約における消費者の解除権の行使について、事業者の同意その他の事業者の行為に係らしめる条項」とするなど、事業者の行為が基本的に不当な行為であると類型化できるような条項を具体的に例示することで、第1要件の例示とすべきと考えます。この点についても、少なくとも意見として、18ページ34行目の後に明記いただきたいと考えます。

次に2点目ですが、これまで申し上げたとおり、「消費者の解除権の行使を制限する条項」には、民法などの法令に基づくものもあるため、今回の報告書案17ページ34行目以下の「所有権等を放棄するものとみなす条項」の部分の「なお書き」と同じ「なお書き」を、この「消費者の解除権の行使を制限する条項」の部分でも、19ページ5行目の後に明記いただきたいと考えます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、平尾委員、お願ひいたします。

○平尾委員

18ページ目の29行目、30行目で書かれていることでございますが、「本人確認その他の解除に係る手続に通常必要な範囲」という記載がありますが、やはりこれは契約によっていろいろ違うと思うのです。もちろん保険契約とか銀行の預金契約で本人確認というのが求められるのはそうだとは思うのですが、対象となる取引はそれだけに限りません。例えば定期購入契約とか健康食品の定期購入とかで解約の場面で本人確認書類を出さないと解約には応じないというような、問題となる事例もございます。そういう場面を考慮に入れながら規定をつくらないと、本来本人確認が要らないような、そこで個人情報を出す必要がないような契約において、それが出ないと解約に応じないというような、悪用されると言いましょうか、といった懸念がございます。その点は、全ての契約ではないということが分かるような記載をする必要があると思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、渡辺委員、お願ひいたします。

○渡辺委員

渡辺でございます。まず、消費者の解除権の行使を制限する条項に関して2つ追記をお願いしたいと思っております。1点目は問題の所在の部分でございますけれども、18ページの11行目あたりに本人確認の話が書いてあるのですけれども、その話だけにとどまらず、以下の点を追記いただければと思います。例えば解除権の行使方法をあらかじめ定めておくことで、消費者からの解除の意思表示を見逃さずに対応できたり、大量の契約について統一的な手法、手続によることで迅速な事務作業を可能にするといった経済合理性も重要であり、また、それによって多くの消費者に一定の品質でサービスを提供できるといった消費者にとってもメリットもあり得るといった類の文言を追記いただければと思います。

もう一点は、同じこの論点に関する考え方の部分なのですが、このような意見があったという追記をお願いできないかと思っております。といいますのは、不当性を生じさせるのは解除手続における事業者側の体制や運用の問題であって、契約の条項の問題ではないため、第1要件の例示として掲げるべきではないという意見もあったということについて追記いただければと思います。

最後に、次の論点の消費者の解除権に関する努力義務のところでございますけれども、19ページの35行目に「サポート体制の構築」という言葉が出てくるのですが、これを含めて努力義務の内容とすることが考えられると書いてあるのですが、サポート体制の構築というのは、これも一つの情報提供の手段の一つになり得ると思うのですが、サポート体制の構築ということ自体が努力義務を構成するのに必要な要素として挙げられることに違和感がございます。事業者によってはそれ以外の手法によってよりよい形で情報を提供する場合もあると思いますし、事業者の規模や対応力も様々だと思いますので、サポート体制を否定するものではないのですけれども、論理的に考えてサポート体制というのをここに書くことは違和感がございますので、サポート体制という言葉はここには文言として残すのは適当ではないのかなと思いますので、見直しを御検討いただければと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。今の点は、その次の消費者による解除権の行使が円滑に行われるための配慮を努力義務の対象にすべきだという例示として挙げていたものではないかと思います。例示でこれを必ず受け止められることがないようだという御趣旨と理解してよろしいでしょうか。

○渡辺委員

その後に「これを含めて努力義務の内容とすることが考えられる」と書いてありますので、これを含めてというのが、努力義務の一要素としてサポート体制の構築をしなければならないというのは、本来情報の提供が努力義務として課されているわけなので、論理的につながらないのかなと思った次第です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。後藤委員、お願ひいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。18ページの29行目以降に本人確認その他の解除に係る云々とあり、そのあとの32行目以降における、契約の締結に必要とされた手続等と比して、消費者の労力又は費用を加重することという表現ぶりがあるのですが、これは具体性に欠けるのではないかと思っております。といいますのも、事業者側から申し上げますと、何を基準に条項を作成していいのかよく分からんと思われますので、例えば5ページの35行目に「正常な事業活動については取消しの対象にならないよう調整することが可能な規定とする」という文言がありましたけれども、同様の文言をこちらの34行目の後ぐらいに付け加えていただけないだろうかという要望でございます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。沖野委員、お願ひいたします。

○沖野委員

今、御指摘があった点についてでもよろしいですか。

○山本座長

もちろんどうぞ。

○沖野委員

ありがとうございます。遠山委員と後藤委員にそれぞれお伺いできればと思うのですが、後のほうの後藤委員の「正常な」というところについては、第1要件の例示だとすると、当然第2要件の判断が控えており、第2要件のところでそれは無効にならないということになるので、トータルとして、それではかられるの

で、必ずしも追記の必要はないのではないかと思ったところです。

それから、遠山委員が御提示くださった、例えばこういう例示が考えられると言わされたところについて、正確に聞き取れなかつたのかもしれませんけれども、一定の長期にわたる継続的な契約で事業者の同意を要するような場合というようなお話がありました。ただ、継続的契約における解除の場合の事業者の同意等というのは、解除権の行使の制限というより、そもそも、解除権の発生をとらえているのではないかと思われまして、話が違つてくるように思われます。解除権の行使の制限であるとすると、事業者の同意を要するというのは、事業者が同意しない限り解除はできないということですので、そういうものを例示するならば、一定の契約類型に限らないのではないかと思われます。ここでは解除権があるのだけれども、その手続や手法など、その部分で制約がかかって、解除権があるのに行使ができなくなっているという問題であり、その例示としてあまり適切ではないように思ったところです。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見がありましたらお出しいただければと思います。

特に消費者の解除権の行使を制限する条項については、なお詰めないといけないのではないかという御指摘が幾つか出ています。その点を踏まえて改めて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。もちろん、この点についてはこれまで何度も議論してきたところでありますが、報告書に検討の方向性として示すものとして、どのようにすればふさわしいかということだろうと思います。改めて御意見をいただければと思います。

遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

ありがとうございます。先ほど沖野委員がおっしゃったことが理解できなかつたので、もう少し掘り下げて御説明いただければ有り難いです。「事業者の同意その他の事業者の行為に係らしめる」という形にして、同意だけではなく、例えば、「受理しない」と約款に書いてある場合に、それを第2要件で合理的なものか判断することもあり得るかと思い、ご提案させていただいたのですが、もう一度御趣旨を御説明いただければ有り難いです。

○山本座長

それでは、沖野委員、お願ひいたします。

○沖野委員

ありがとうございます。私も遠山委員の御提案を正確に理解していないというのが根本にあるのかもしれません。解除権の行使制限は、解除権があることを前提にその行使について制約をかけるという場合で、今のお話ですと、結局、事業者が同意すれば解除を認めるというのは一定の継続的な契約においては不当条項だということになるように思われまして、解除権がありながらその手続要件かと思いますがその制約として事業者が同意しない限りは解除はできないというのは、そういう契約類型に限らず不当条項になるのであって、にもかかわらず継続的契約という類型に限られるのは今回問題としている事象あるいは問題局面と少しずれがある場面や問題を想定されているのではないかと思ったということなのですが、もともとの御提案をちゃんと理解していないのかもしれません。

○山本座長

私も正確に理解しているかどうか怪しいのですが、少し補足しますと、これまで議論してきたのは、消費者が消費者契約を解除したいと思ったときに、その解除に至るまでの手續その他で相当な労力あるいは費用をかけないと解除にまで至らないという意味で、消費者側に重い負担や費用をかけさせることによって解除を困難にするという条項が不当条項ではないかということだったのに対して、ずれがあるのでないか。事業者側の行為が問題ではなくて、消費者にかかる費用や労力等の負担の重さの問題であって、そこにずれがあるのでないかということをおっしゃっているのではないかと思います。違うかもしれません、遠山委員、お願いいいたします。

○遠山委員

ありがとうございます。御趣旨としては理解いたしました。問題とされている局面と若干ずれている御提案になっているということは承知しています。ただ、本来おっしゃっていたものを具体的に要件化することが難しいとなったときに、実務の運用を第1要件に取り込むのは反対ですが、では、実質的に何が問題なのかを考えると、解除権の行使を事業者側が妨げているということだろうと考えます。そういう意味で、事業者が解除権の行使を実質的に妨げているものの典型的なもののが同意であり、約定解除の場合には、同意でも合理的なものがあると思いますが、その点は第2要件で争うこととし、同意もしくは「受理しない」「受け付けない」と約款上に書かれていれば、それを例示することで、実質的に解約権の行使を妨げるような約款条項はここに当たり得ることを示すことができると言えています。あくまでも例示であり、ほかのものが当たらないということを申し上げているつもりはありません。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見がありましたらお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

先ほども申し上げましたように、報告書の取りまとめとしてどのように詰めて表現するかという点についてなお御意見があるところですので、どうすればよいかということだと思います。さらに御意見がもしあればと思いますが、いかがでしょうか。また、「消費者の解除権に関する努力義務」及び「将来の検討課題」についても併せて御意見があればと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

まず、「消費者の解除権の行使を制限する条項」につきましては、解除に伴う手続に必要な範囲を超えて消費者に労力または費用をかけさせる方法に制限する条項という点について、恐らくこれに賛成だという御意見も相当数あるのではないかと思いますが、やはりなお詰めが必要ではないかという御意見もあり、今の遠山委員のように、こうしてはどうかという御提案もあったところです。さらに、範囲を画するために、本人確認その他の解除に係る手続に通常必要な範囲などに限るという提案についても、本人確認ということがここに出てくることで、多くの場合問題はないのだろうとは思いますが、それがきっかけでまた別の問題が生じるおそれもあるのではないかという御指摘もあったところです。これらを踏まえてどのように修文を図るか、事務局のほうで改めて検討していただくということになるかと思います。

「消費者の解除権に関する努力義務」に関しては、先ほどサポート体制についての御指摘があったところで、この点については懸念のないように整理をすることとて、事務局に修文をお願いできればと思います。以上のとおりですが、よろしいでしょうか。事務局のほうから何かございますか。

○上野補佐

事務局からも特段ありません。よろしくお願いします。

○山本座長

ありがとうございました。

【6. 消費者契約の条項の開示及び消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素についての意見交換】

○山本座長

それでは、本日の最後の部分です。「第4 消費者契約の条項の開示について」

及び「第5消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素について」、この両者を併せて御意見あるいは御質問をいただきたいと思います。御発言を希望される委員の方は、挙手機能を用いてお申し出ください。

では、渡辺委員、お願ひいたします。

○渡辺委員

渡辺でございます。2点申し上げます。まず1点目は「第4消費者契約の条項の開示について」の中の「適格消費者団体の契約条項の開示請求」に関してでございます。この問題は、そもそも定型約款以外に事業者が不特定かつ多数の消費者との間で使用している契約の条項というのはいったい何なのかということがやや不明確なままここまで議論が来ているのかなとは思うのですけれども、それは置いておいたとしても、やはり事業者側に不合理な負担が生じることを避ける必要があるというのは報告書に書いてあるとおりなのですけれども、この報告書案の中に「不当条項を含む消費者契約を締結している疑いがあると客観的な事情に照らして認められている場合」と、「客観的な事情に照らして認められる場合」というのが書いてあるのですけれども、これは今までの検討会で申し上げていなしたことなのですが、この客観的な事情に照らして認められるかどうかを判断しやすくするための一つの材料として、例えば開示請求を行う場合に不当条項が含まれているとする理由とか、あるいは開示対象となる分野と申しますか条項といったものを示していただくことを要件とするということを報告書の中に記載することを提案申し上げたいと思います。これが1点目です。

2点目は「第5消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素について」の点でございます。この論点に関しましては、私がずっと今までマイナーな意見を申し上げていたのですけれども、その部分に関してこういう意見もあったということをできれば追記いただければと思います。繰り返しになりますけれども、年齢ということに関しましては、世界的に見ても年齢を聞くというような行動はある意味慎むべきではないかとされつつあるところ、年齢を考慮要素として事業者が積極的に消費者の年齢を確認する口実を与え、年齢による差別を生み出すきっかけとなり得るのではないかといった懸念ですとか、あるいは知識及び経験が既に考慮要素となっている以上、それと切り離して年齢を考慮要素として条文に追加することは、年齢によって画一的な対応をすることを促すということにほかならないという意見はこれまで申し上げたところでございますので、そういう意見もあったということを追記いただければと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見があればと思いますが、いかがでしょ
うか。遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

ありがとうございます。「適格消費者団体の契約条項の開示請求」について、
1点申し上げます。

基本的には先ほどの渡辺委員の御意見の1点目と同様のものになりますが、22
ページの「（2）考えられる対応」について、その方向性については最終的にや
むを得ないものと考えていますが、16行目の「不当条項を含む消費者契約を締結
している疑いがあると客観的な事情に照らして認められる場合」について、特に
対象を「定型約款」に限らない場合に、それに当たるか否かを判断するためには、
どのような条項がどのような観点から問題とされているのかが分からなければ、
事業者としても、合理的な疑いがあるかどうかという点で、この要件への該否の
判断ができず、また、第20回でも申し上げましたが、事業者としても適格消費者
団体の課題意識が分かり、当該条項の開示とともにそのように条項を定めた理由
を説明することができるなど、紛争の早期解決に資することが期待できることか
らも、「開示を求める条項」や「開示を求める理由」を説明することを要件とす
るとともに、開示の対象についても「当該不当条項であるとの疑いがある条項」
とする必要があると考えます。具体的には、例えば22ページ17行目から18行目に
かけての文章を「適格消費者団体は、当該事業者に対し、開示を求める条項及び
開示を求める理由を示して、当該不当条項であるとの疑いがある契約条項の開示
を求めることができる。」とするなど修文いただきたいと考えます。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。今のような御提案があるところですので、その提案
についての賛否を含めて御意見をいただければと思います。

渡辺委員に確認ですが、今、遠山委員が御提案されたもの、つまり、開示を求
める条項及び開示を求める理由を明らかにして、そして、開示の対象は疑いのあ
る条項とするという御提案だったかと思いますが、これは渡辺委員の先ほどの御
意見と同じと見てよろしいでしょうか。

○渡辺委員

そうです。

○山本座長

分かりました。では、今の御提案を踏まえて、そのような形で考えられる対応

を書き直すということの当否についても意見をいただければと思います。

平尾委員、お願ひいたします。

○平尾委員

当否ということでいえば、あまり制限的な要件を立てることには反対という意見になります。具体的な文言は消費者庁にこれからお任せしますけれども、ここはバランスの問題なのかもしれません、こちらに情報がない段階で相手方の情報、訴訟では文書提出などがありますけれども、特定というのがなかなか難しい場面がありますので、過度にそれを要件とすることは制度を使いにくいというか使えないものにしてしまう懸念があるなと思っております。以上です。

○山本座長

平尾委員、私からも確認させていただきたいのですが、開示を求める条項の特定がやはり難しい。解除を求める理由を挙げるのが難しい。

○平尾委員

条項を特定するとかというのが、理由をどこまで書いたらいいのかというのを厳格にし過ぎると、それが本当に機能するのかというところなのですけれども、契約書の特定は多分しやすいのかもしれません。

○山本座長

さらに、御提案の中では、開示の対象を疑いのある条項とすることとされていますけれども、その条項だけを見て判断できるのかという問題もありそうなのですが、これはいかがでしょうか。

○平尾委員

それはやはりそうだと思います。契約書の全体像を見ないと把握ができないというか、例えば、適切な例かどうか分からないですけれども、令和2年6月の事例、身元保証契約なのですが、あれも意思能力無効という形になりましたけれども、もう一つの問題は意味不明の条項というか不当条項にありました。特に問題となったのは入会金の不返還条項なのですが、そこだけ見ても不当性は分からぬ。契約全体をみると入会金とは別に月々の会費があり、さらには個別の一つ一つのサービスについて別途費用を請求し、それら費用とは別に入会金が別に定められていました。その上で、事業者は、入会金の中身はサービス料の対価であると言うのですが、別途徴収するサービス料と何が違うのか重複するのではないか、そもそもサービス料の実質があるのか、こうした要素によって不当性が変わって

くるのですが、それが本当に不当なのかどうかというのは、やはり条項だけで分かるものではなく、契約書全体を見なければ分からぬと思います。

○山本座長

どうもありがとうございました。それでは、後藤委員、続いて遠山委員、お願ひいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。先ほど座長から賛否というお話をありましたので、遠山委員、渡辺委員と同様に、報告書22ページの20～21行目に「消費者契約の条項の適正化という観点からすると、消費者団体と事業者が協働してより良い契約条項を作っていくよう促すことが重要であり」という表現がありますので、とすれば、適格消費者団体にも開示を求める条項ですとか、開示を求める理由の説明を義務づける必要があるのではないかと考えております。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。では、遠山委員、お願ひいたします。

○遠山委員

私が申し上げている趣旨ですが、開示を求める条項を具体的にこれという形で特定する必要はないと思っています。しかし、「こういうことを言っている条項はありませんか」ということは示す必要があると考えています。特に、定型約款であれば、通常、開示している事業者も多いため、約款全てを開示することに抵抗感はないですが、ひな形やパツを組み合わせて契約条項をつくっている場合、このお客様はこういう条件を満たしているからこういう条項が入っている、入っていないということもあり、契約条項全体とはどこまでを指すかということも含め、そのような条項が入っている理由などが問題となると、経営判断、営業秘密や守秘義務に關係するものとなるので、そこは説明できないということになります。

したがって、定型約款ではなく、契約条項の総体を開示の対象とする場合には、「こういうことが問題なので、これに關係する条項を開示して下さい」ということであれば、関連するものを含めて開示しますが、関係ないところ、かつ、守秘義務や営業機密などに關係するものまで開示することはできないと考えています。そのため、相応の合理性があつて「こういう条項がないですか」ということまでは明示し、その範囲のものを開示するという形にならないと、定型約款でない場合には、実務上対応に困るため、こういった提案をしています。

○山本座長

ありがとうございました。今の御意見を踏まえて、さらに御質問あるいは御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

平尾委員、今のような御趣旨であればよろしいのでしょうか。やはりそれでも懸念が残るということでしょうか。

○平尾委員

いえ、多分目指しているところはそんなに変わらないのかなという印象は持ちました。特に個人契約の個別事情を開示しろということにはならないはずですから、そういった個人情報とか、契約条項をつくった背景事情は含まれないとは思いますので、結局、そういう懸念はそもそも大丈夫ではないかなとは思っています。

○山本座長

ありがとうございました。それでは、坪田委員、お願ひいたします。

○坪田委員

ありがとうございます。適格消費者団体で行う場合ですので、多数のそういった問題があるという認識から始まるわけですから、非常に個別的なものというよりは、全体的にそういった問題があるのではないかということで考えておりますので、その懸念はないのかなと思います。今の議論を聞いていても、文言からイメージするものが立場立場によって異なってきますので、そういったことの誤解のないような形で、文章を少し工夫していただければと思いました。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に第5の考慮要素についてですが、先ほど渡辺委員から、このような意見があったということを追記していただきたいということがありました。ほかにもし意見があればと思います。

平尾委員、お願ひいたします。

○平尾委員

別のところの意見なのですけれども、第4のところでございます。前回議論が

あったところで、繰り返しで申し訳ないのですけれども、やはり原則は定型約款を容易に知ることができる状態に置くというのが本来は原則ですし、消費者契約においては、この原則はより求められるものだと思います。学説によるという留保もありましたが、既に消費者契約法3条でそのことが含まれているということであれば、それは改めて言う必要はない。表示請求権の項だけさらに明記するという立てつけであれば、このような提案でいいと私は思いますが、既に3条に含まれているというところは、そういう考え方があるということは少なくとも逐条解説で明示する必要があるのかなと思っております。

従前、民法改正のときとか平成30年改正の前の専門調査会でさんざん議論されたということは分かるのですけれども、当時の取引状況に比べても、現在の取引社会においては情報開示ツールというのが、既にここ数年においてもかなり発達していると思うのです。そのような中で容易に知る状態にできない場合もあるという場面は具体的にどんな場面なのか、私には、にわかには想定できない状況でございます。ですから、最終的には、3条に、原則は定型約款を容易に知ることができる状態に置くことが求められていることが分かるような形で明記していただきたいという意見です。少なくともそういう意見があったということは報告書には明記していただきたいと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。ほかに御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、追記を含めて幾つか修文について御提案があったところですので、その点につきまして修正すべきか、どのように修正するかについて事務局のほうで整理をして、次回改めて御検討いただくということとさせていただければと思います。事務局から何かございますか。

○黒木消費者制度課長

いえ、特にございません。ありがとうございます。

【7. 閉会】

○山本座長

それでは、おかげさまをもちましてちょうど終了時刻となりましたので、ここで議事を終えたいと思います。本日は、委員の皆様からたくさんのお意見をいただきましたが、なおこのままという形ではなく、修正が必要ではないかという意見もいただいています。それらの論点につきましては、引き続き次回の検討会で取り上げて、委員の皆様の間での意見交換を行いたいと思います。事務局のほう

では、先ほどから何度も申し上げておりますように、今日の御意見を踏まえて修正の作業をお進めください。

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○黒木消費者制度課長

本日は長時間にわたりまして、熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。御指摘あるいは座長のおまとめ等を踏まえまして、次回の準備を進めてまいりたいと思います。

次回の議題は引き続き報告書作成に向けた議論ということかと思いますが、日程につきましては改めて御連絡をさせていただきます。ありがとうございます。

○山本座長

ありがとうございました。なお、本日の議論については、運営要領に基づき、事務局と私で議事録を作成し、委員の皆様に御確認いただいた上で公表したいと考えております。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お忙しいところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。それでは、これで第22回検討会を終了いたします。

今月末に次回、最終回となればと願っておりますけれども、引き続きどうかよろしくお願いいいたします。本日はどうもありがとうございました。